

市民の声と市の回答(分野別:住宅・まちづくり)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	C25。「6月2日～6月16日市営住宅入居者を募集します」のサイト内の情報訂正が必要。	<p>標題について、5月26日に市HPに掲載されましたが、情報がR6年度であり、R7年度に更新が必要。</p> <p>⇒添付画像C25。市営住宅入居者を募集。サイト</p> <p>・サイト内の情報は、「令和7年度第1回吹田市営住宅入居者募集を行います。」ですが、吹田市営住宅管理センターの「募集内容」のリンク先の2カ所(申込方法、募集住宅)には、「令和6年度第2回吹田市営住宅入居者募集の受付は終了しました。」であり、令和7年度の募集内容の記述がありません。</p> <p>・サイトの更新年月日の表記がありません。</p> <p>⇒添付画像C25。市営住宅管理センター。募集の受付は終了</p> <p>※広報課は、サイトの更新年月日の表記がされていない事から、都市計画部 住宅政策室にアドバイスを願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>市サイト(ページ番号1027986)につきましては、6月号の市報すいたが配布され始める5月26日に掲載開始したのですが、リンク先の吹田市営住宅管理センターの「募集内容」のページにつきましては、募集期間である6月2日からの公開になっており、公開までの期間、「令和6年度第2回吹田市営住宅入居者募集の受付は終了しました。」と表示されていました。</p> <p>ご指摘のとおり、分かりにくい状態であったと存じます。</p> <p>次回募集の際には、たとえば「令和7年度第1回吹田市営住宅入居者募集は6月2日からです。」といったように、募集開始日にページが更新される旨を表示するように、同センターに対し指導いたします。</p> <p>ご指摘のとおり、サイトの更新年月日の表示が不足しておりました。現在、更新年月日を表示いたしました。ご指摘いただきありがとうございました。</p>	住宅政策室	R7.6.2	R7.6.9
2	C25-2。「6月2日～6月16日市営住宅入居者を募集します」のサイト内の情報訂正が必要。	<p>標題について、5月26日に市HPに掲載されましたが、情報がR6年度であり、6月1日にR7年度に更新が必要を投稿。</p> <p>・都市計画部 住宅政策室は、6月3日に市HPの新着情報にR7年度版を掲出されましたが、タイトルおよびサイト内が、「6月2日～6月16日市営住宅入居者を募集」のまま、申込・締切日の変更がされていません。</p> <p>⇒添付画像C25-2。市営住宅入居者を募集。新着のタイトル。申込・締切日の変更なし。</p> <p>⇒添付画像C25-2。市営住宅入居者を募集。サイト。申込・締切日の変更なし。</p> <p>・市営住宅入居応募の平均倍率の数値では、10倍以上の高倍率の市営住宅が多くあります。</p> <p>⇒添付画像C25-2。市営住宅入居者を募集。入居応募の平均倍率</p> <p>[私見]</p> <p>・市営住宅への入居を検討されている方は、人生の中で大きな出来事です。最初の市HPへの掲出日から8日が経過。申込・締切日の変更が必要かと思えます。</p> <p>※転居の場合、市営住宅の現地確認、通勤・通学・子供の転園・転校など事前に情報確認など、検討時間が必要と考えます。</p> <p>・市HPで「市営住宅」で検索結果。市報の6月号に掲載がされていましたが、入居条件など多くの項目が有ります。</p> <p>⇒添付画像C25-2。市報の6月号の記載内容</p> <p>⇒市の募集サイトに記載されていない事から、応募を考えると、概略の記載は必要かと思えます。</p> <p>⇒市報の6月号には、「詳細は市HPへ」or「QRコード(市営住宅管理センターでは無く)」の記載が必要かと思えます。</p> <p>※広報課に供覧を願います。</p> <p>※人事室に供覧を願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>市営住宅の入居者募集は、年2回(6月、12月)おおむね月初めの2週間でっており、これは他の自治体の公営住宅と比較しても平均的な期間です。</p> <p>今回、6月募集では、市報すいたの配布開始日に合わせ、5月26日に、市ホームページに、市営住宅の入居募集を6月2日から16日まで行う旨を掲載しました。(更新年月日が6月3日になっておりますのは、更新年月日を表示するように修正更新したためであり、6月3日に公開したものではありません。)</p> <p>また、市ホームページからのリンク先である吹田市営住宅管理センターのサイトの入居者募集のページは、6月2日午前9時から公開しており、電子申込締切の16日午後8時まで、サイトにアクセスできます。応募される方にとっては、募集期間を長くしますと、倍率が高くなる、入居できる時期が遅くなるなどのデメリットもございます。</p> <p>ご指摘のご意見は真摯に受け止めますが、現時点では募集期間の延長は予定しておりません。</p> <p>募集内容の詳細につきましては、応募される方は、募集案内冊子または市営住宅管理センターのサイトで確認いただけます。いずれも募集期間より前には公開しておりませんので、市営住宅管理センターのサイトと重複して、市HPに掲載する予定はございません。</p> <p>なお、入居資格の概略につきましては、募集期間外でもある程度検討のご参考にしていただけるよう、市HPと、市営住宅管理センターのサイト(市HPからリンクあり)で常時ご案内しております。</p>	住宅政策室	R7.6.4	R7.6.9

市民の声と市の回答(分野別:住宅・まちづくり)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
3	北千里まちづくり意見交換会:質問に対する未回答3	<p>市は以下の指摘に一つも答えていません。</p> <p><a>タワマンに反対が目立つにもかかわらず、市民の意見を正しく把握していない</p> <p>「地区センターとして一定の規模が必要」な根拠が存在しない</p> <p><c>タワマンの是非を議論の俎上に乗せていない</p> <p><d>どれだけの市民が納得したのかという成果は不明</p> <p><e>半年以上約束を放棄する組織の再開発計画は信用できない</p> <p><f>市は合理的な理由なしに市民の意見を修正しており、「表現の自由の侵害」「行政による検閲」の疑いがある</p> <p>これは対話拒否です。吹田市自治基本条例の以下の部分に明確に反します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4条 1 市民は、等しく尊重されること。 ・第5条 <ul style="list-style-type: none"> 1 情報共有の原則 市民及び市は、市政に関する情報を共有すること。 3 協働の原則 市民及び市は、相互理解と信頼関係を深め、協働すること。 ・第14条 職員は、市民の立場に立ち、創意工夫し、公正、誠実かつ効率的に職務の遂行に努めなければなりません。 <p>市が条例を市が守らないなら、市民にも条例を守る義務はありません。今後、吹田市は市民に対して条例を強要できなくなりますが、それでよろしいですか？</p>	<p>本市では、これまで、北千里駅前まちづくり意見交換会を通じて、北千里駅前の再整備に関する市の取組や事業の仕組みなどについて説明するとともに、事業検討主体である北千里駅前地区市街地再開発準備組合からまちづくり計画の概要案について説明していただくなど、北千里駅前のまちづくりについて市民の皆様への情報提供を行ってきました。</p> <p>また、地域住民等と一緒に将来の北千里駅前について考える場として、誰でも参加できるワークショップを開催し、北千里駅前の再整備の検討を進めてきました。</p> <p>あわせて、意見交換会の開催報告として、当日の様子をとりまとめたニュースレターや当日の配布資料、振り返りシートに記入いただいたご意見等を市ホームページに掲載するなど、周知に努めてきました。</p> <p>今後も引き続き、様々な手続きの中で市民の皆様等への事業の説明や意見交換を実施しながら、ご理解を得られるように努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	計画調整室	R7.4.2	R7.4.16

市民の声と市の回答(分野別:住宅・まちづくり)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
4	北千里まちづくり意見交換会:質問に対する未回答2	<p>Q1:タワマンに賛成と反対の市民の割合はどうか。 市の回答は「定量的に把握していない」であり、 〈a〉反対が目立つにもかかわらず、市民の意見を正しく把握していません</p> <p>Q2:市の「地区センターとして一定の規模が必要」という説明の具体的な根拠、数値・事例は何か。 市は「一定の規模の施設整備が必要」と、質問と同じ内容をくり返しているだけで回答になっておりません(トートロジー)。 〈b〉「地区センターとして一定の規模が必要」な根拠は存在しません</p> <p>Q3:市民と市がタワマンの是非について相互理解を深めるために何をしたか。その成果は。 市の回答「意見交換会を開いた」「ふりかえりシートを公表した」は、 〈c〉タワマンの是非を議論の俎上に乗せていないと私がすでに指摘しており、相互理解になっていません。 また、 〈d〉どれだけの市民が納得したのかという成果は不明です。相互理解が深まった根拠はありません。</p> <p>Q4:タワマンの日影シミュレーションの約束不履行について 市は準備組合に責任転嫁していますが、市は準備組合と協議しタワマンを推し進めている立場であり、無関係ではありません。 〈e〉半年以上約束を放棄する組織の再開発計画は信用できません</p> <p>Q5:〇〇氏の名前の削除について 市は「意見交換会に参加されていない方が誤解しないようにするため」と説明しています。しかし市のウェブサイトには「〇〇教授がアドバイザー」と明記されており、誤解の余地はありません。また修正するにしても「〇〇氏(アドバイザー)」と書けばよいことです。 〈f〉市は合理的な理由なしに市民の意見を修正しており、「表現の自由の侵害」「行政による検閲」の疑いが強くあります。</p> <p>●結論 以上、〈a～f〉より、北千里駅前まちづくり意見交換会が吹田市自治基本条例を満たしていないのは明らかです。 条例違反のまま計画を進めることはできません。計画を進めるのであれば、「市民と合意形成を深めたとする明確な根拠」をお示しください。</p>	<p>北千里駅前の再整備にあたっては、これまで、北千里駅前まちづくり意見交換会を開催して、市の取組や事業の仕組みについて説明を行うとともに、北千里駅前でどのように過ごし、どのような空間にしたいかについて、地域住民の皆様と一緒に考え、将来のまちの利用イメージを取りまとめながら進めてまいりました。 引き続き、吹田市自治基本条例の趣旨を踏まえ、情報提供や意見交換会の実施等に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	計画調整室	R7.3.19	R7.4.1

市民の声と市の回答(分野別:住宅・まちづくり)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
5	北千里まちづくり意見交換会:質問に対する未回答	<p>1月18日の北千里駅前まちづくり意見交換会で以下の質問をしましたが、公表のみで回答がありませんでした。 市の意図は「今回はワークショップのため回答しない」であることは予想がつきます。しかしそうであれば、市は好きなときと市民の質問に回答しないことになりません。これは「吹田市自治基本条例 第5条(市民自治の運営原則)、第6条(市民の権利)、第16条(情報公開及び情報提供)」などに反し、市民参画を軽視するものです。</p> <p>つきましては以下の質問にご回答ください。 ・意見交換会で提出した質問(末尾に添付)にご回答ください ・2024年6月29日に市が約束したタワマンの日照のシミュレートは半年以上公表されておらず、もはや約束の不履行です。約束を守らなかった理由、責任の所在、誰がどのように責任を取るのかを明らかにしてください ・意見書の中で●●教授の名前を出すと、公表時に消したり「アドバイザー」と書き換える理由をお答えください。公開されている名前ですら隠す必要はありません。このような対応は、本来、市から独立しているべき●●氏が、市と互恵関係にあると受け取れます。</p> <p>-----</p> <p>この意見交換会では、タワーマンション(以下「タワマン」)の是非について何も議論がされないまま、市と準備組合の意向が素通りしています。これでは市民の意見が反映されているとは到底言えず、今後の進め方を抜本的に見直すべきです。</p> <p>タワマンについて、第1回では「必要」と述べましたが、●●氏は「タワマンだけが答えではない」「まったく何も決まっていな」と述べました。 市民からタワマンに反対する声が多く出ています。本来であれば「吹田市自治基本条例 第5条の3 協働の原則」に基づき、タワマンの必要性について市民と市で相互理解を深めるべきでしたが、第2～5回までは駅前での市民のやりたいことを聞くことに終始し、タワマンの是非を議論の俎上に乗せませんでした。 そして第6回でさりげなくタワマンを建設する計画が示されました。市と●●氏はタワマンを論点とすることを回避し、市と準備組合の意向を素通りさせました。これは市民の意見を無視しており、●●氏の「何も決まっていな」という発言とも矛盾します。 市がタワマンを必要とするための「地区センターとして一定の規模が必要」という説明は、具体的な数値や根拠が示されておらず、極めて不十分です。</p> <p>以上の点を踏まえて以下の質問をします。</p> <p>・タワマンに賛成と反対の市民の割合はいくら(反対が目立つにもかかわらず調査していないのであれば、市が相互理解を深めようとしていないことを示しています)。 ・市の「地区センターとして一定の規模が必要」という説明の具体的な根拠、数値・事例は何か。 ・市民と市がタワマンの是非について相互理解を深めるために何をしたら、その成果は(成果とは、どの程度の市民が結論に納得したかです)(もししていないのであれば、吹田市自治基本条例に反します)。</p> <p>上記の質問に対し正当な回答がなければ、それがこの意見交換会の不当性を証明することになります。</p>	<p>Q意見交換会で提出した質問(末尾に添付)にご回答ください -----以下、意見交換会でふりかえりシート共に提出された質問----- Q タワマンに賛成と反対の市民の割合はいくら(反対が目立つにもかかわらず調査していないのであれば、市が相互理解を深めようとしていないことを示しています)。 A これまでの北千里駅前まちづくり意見交換会において、吹田市のまちづくりの方向性やこれまでの取組を説明するとともに、ワークショップで北千里駅前まちづくりに対する思いについてご意見をお聞かせいただきました。 第6回のまちづくり意見交換会では、事業検討主体である準備組合から、まちづくり計画の概要(案)をご説明し、ふりかえりシートでは、「高層マンションに反対」や「タワーマンションへの不安」といった意見もある一方で、「良い再開発案が出てきたと思う」「よく考えられた計画」といったご意見もいただいております。当該事業に対するご期待の声もいただいております。 タワーマンションに賛成されている市民と反対されている市民の割合を定量的に把握することは行っておりませんが、ふりかえりシートにご記入いただいたご意見は、賛否に関わらず、原則全て、本市ホームページに公開しています。</p> <p>Q 市の「地区センターとして一定の規模が必要」という説明の具体的な根拠、数値・事例は何か。 A 意見交換会において、北千里駅前の再整備の手法としては市街地再開発事業が最適であり、市街地再開発事業の仕組みとして、土地を高度に利用することにより、新たに生み出した床(保留床)を売却し、その利益を事業費に充てていくため、一定の規模の施設整備が必要と説明させていただきました。 事業を成立させる上で必要となる一定の規模について、本市が過去に実施した市街地再開発事業の実現性の検討では、一案として、想定延床面積約122,000平米、概算事業費約572億円と試算しています。</p> <p>Q 市民と市がタワマンの是非について相互理解を深めるために何をしたら。その成果は(成果とは、どの程度の市民が結論に納得したかです)(もししていないのであれば、吹田市自治基本条例に反します)。 A 北千里駅前の再整備について、市民の皆様にご理解いただくために、これまでのまちづくり意見交換会において、再整備の手法としては市街地再開発事業が最適であること、市街地再開発事業を成り立たせる上では一定の規模の施設建築物の整備が必要となること、本市の考えるまちづくりの方向性等について、説明させていただきました。 第6回のまちづくり意見交換会では、事業検討主体である準備組合から、まちづくり計画の概要(案)をご説明し、ふりかえりシートでは、「高層マンションに反対」や「タワーマンションへの不安」といった意見もある一方で、「良い再開発案が出てきたと思う」「よく考えられた計画」といったご意見もいただいております。当該事業に対するご期待の声もいただいております。 どの程度の市民が納得されたかについては、定量的に把握することは行っておりませんが、ふりかえりシートにご記入いただいたご意見は、賛否に関わらず、原則全て、本市ホームページに公開しています。</p>	計画調整室	R7.3.3	R7.3.17

市民の声と市の回答(分野別:住宅・まちづくり)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
			<p>Q 2024年6月29日に市が約束したタワマンの日照のシミュレートは半年以上公表されておらず、もはや約束の不履行です。約束を守らなかった理由、責任の所在、誰がどのように責任を取るのかを明らかにしてください</p> <p>A</p> <p>ご質問の該当箇所が、本市ホームページに公開している下記の内容であるとして、以下、回答させていただきます。</p> <p>質疑概要 回答概要</p> <p>資料に景観の話が一つもない。タワマンに反対する意見が多く、景観が悪くなるという理由も複数あったはずであるが、タワマンに関するパース図がない。タワマンの影が広場に落ちるはずであるが簡単にシミュレーションできるはずであるがそれもなし。景観の詳細についてはこれから建物の計画設計を詰める中で具体的なデザイン等も含めて整理をしていくこととなります。今回は、まちづくり計画の概要案としてまずはこの場所をどうしていきたいかというところに絞って説明させていただきましたが、日照など周辺に与える影響については、当然検証して、今後改めて説明をさせていただきます。</p> <p>第6回意見交換会の質疑応答では、内容に応じて、本市又は事業検討主体である準備組合から回答させていただきましたが、該当部分は準備組合が回答した箇所となります。</p> <p>準備組合からは、上記のとおり回答させていただいており、その説明時期等については、本市としても、準備組合側と、引き続き、協議、調整してまいります。日照などの影響については、準備組合が今後、建物の計画設計を進める中で検討していくものであり、現時点では未実施となっております。</p> <p>また、今後予定している環境影響評価の手続きの中でも、景観や日照障害、風害などについての予測、評価を行いながら、環境に与える影響に関して意見交換をさせていただく予定です。</p> <p>Q 意見書の中で●●教授の名前を出す、公表時に消したり「アドバイザー」と書き換える理由をお答えください。公開されている名前ですから隠す必要はありません。このような対応は、本来、市から独立しているべき●●氏が、市と互恵関係にあると受け取れます。</p> <p>A</p> <p>ご質問の該当箇所が、本市ホームページに公開している下記の内容であるとして、以下、回答させていただきます。</p> <p>意見</p> <p>グループワークは少数意見の切り捨て、非民主主義的。</p> <p>セミナーを受けに来たわけではない。話長すぎ。</p> <p>上段のご意見にしましては、本意見交換会においてワークショップ形式を取り入れることは、本市が企画したものであるため、資料の公表にあたって、当該意見交換会に参加されていない方などが見られても誤解がないようにするために、グループワークに係る「●●氏の言う」という部分については、削除させていただいたものです。</p> <p>下段のご意見にしましては、上記と同様、アドバイザーのコメント時間を含めたワークショップのタイムテーブルについても本市が設定したものであることから、「●●氏の」という部分を削除させていただいておりましたが、今回のご質問を踏まえ、「アドバイザー」のセミナーを受けに来たわけではない。話長すぎ。」として掲載するよう、修正させていただきます。</p> <p>なお、「●●氏」を「アドバイザー」に置き換えている理由としては、当該意見交換会をご存知でない方が見て理解しやすいように、他のご意見を含め、「●●氏」、「●●先生」等の記載については、その内容に関わらず、個人名ではなく「アドバイザー」と置き換えて統一し、本市ホームページに公開しているものです。</p>			
6	北千里グリーンプレイス 2025年夏開業	吹田市民さん丸亀製麺とコマダ珈琲店も新規出店してほしいです。トリドールホールディングス株式会社 コマダホールディングス株式会社	北千里小学校跡地等北東側利活用事業につきましては、事業者が決定し、提案施設のオープンに向けた手続きが進められております。店舗等の誘致につきましては、当該土地を利活用する事業者が行っておりますので、決定次第、ホームページ等で公表させていただきます。よろしく願いいたします。	資産経営室	R7.2.28	R7.3.10
7	B95-「建築基準法の間接検査の特定工程を改正」について提言	2月27日に市HP(Top頁)の到着情報に掲載されましたが、サイトを開くと「令和7年4月1日から、吹田市内の建築基準法に基づく中間検査の告示が変わります。」の記述がありますが、「建築基準法の何条」なのかの補記が必要だと思います。 ※令和7年4月施行の改正建築基準法・改正建築物省エネ法に伴う措置と思いますので、よろしくお願い致します。	吹田市のホームページでは「建築基準法に基づく中間検査」と表記しており、また、添付しているPDFの告示本文には建築基準法の根拠条文が記載されていることから、追記は不要と考えております。いただいたご意見を参考に、今後ともわかりやすいホームページの表現に努めてまいります。	開発審査室	R7.3.6	R7.3.10

市民の声と市の回答(分野別:住宅・まちづくり)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
8	B96-「令和7年4月施行の改正建築基準法・改正建築物省エネ法」について提言	<p>標題について、令和7年4月から建築に関するルールが大きく見直されることから、関係される市民への周知が必要と思います。</p> <p>・2050年カーボンニュートラルの実現に向け、建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化を図るため、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」及び「建築基準法」が改正され、令和7年4月から建築に関するルールが大きく見直されます。</p> <p>・2022年6月に公布された改正建築物省エネ法・建築基準法は2025年4月1日に全面施行され、施行日以降に着工する住宅・建築物から、建築確認審査の対象となる建築物等の規模の見直し、木造戸建住宅の壁量計算等の見直し、及び、原則全ての建築物の新築・増改築時における省エネ基準への適合義務化が開始されます。</p> <p>※新規に住宅の建築・住宅の購入・大規模リフォームなどを計画されている方への予算(ローン計画)・工程などについて影響があるように思えます。</p> <p>⇒添付画像。B96-脱炭素社会の実現に。国交省ちらし ⇒添付画像。B96-木造戸建ての大規模リフォーム。国交省ちらし</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>改正建築基準法・改正建築物省エネ法につきましては令和4年に改正、公布され、令和7年4月からその全てが施行されます。</p> <p>このため、以前より改正建築基準法・改正建築物省エネ法の内容については、国や大阪府が広く周知しているところです。</p>	開発審査室	R7.3.6	R7.3.10
9	千里青山台団地建替えにおけるスーパー等の誘致について	<p>UR千里青山台団地建替えについて。UR側の入札で基本・実施設計が契約されており、建替えに向けて話が進んでいるものと承知しています。提案は、高層への建替えに合わせて、余剰地にスーパー、ドラッグストア等の日用利便施設を導入してほしいです。千里ニュータウンは近隣住区論により、住む場所と買い物する場所を分けていますが、近年、地区の近隣センターは寂れており、近隣センターからスーパーが撤退すると買い物難民になる恐れがあります。又、ニュータウンに住む高齢者の割合も高くなっており、車を使わなくてもスーパーにアクセスできるかどうかがとても大切です。近年は郊外に格安スーパーが多く出店しています。ニュータウン活性化、買い物場所の確保の点においても、都市計画の変更して、青山台団地建替えの余剰地にスーパー等を誘致するように、UR側に要望してください。</p>	<p>千里ニュータウンは、近隣住区論をもとに、住宅団地の計画段階で住宅・商業・業務といった用途の混在を抑制し、住宅の供給とともに、住民の暮らしを支える拠点の役割を担う地区センターや近隣センターが計画的に配置されました。</p> <p>現在もニュータウンの基本的な設計思想は受け継がれており、大規模な商業施設等に関しては、商業系の用途地域に配置されている地区センターや近隣センターにのみ立地が可能となっています。</p> <p>一方で、近年、一部の中高層住居系の用途地域では、幹線道路沿いなどで、現在の用途地域で立地が可能な、小規模なスーパーやコンビニエンスストアなど、日常生活の利便性を高める生活関連機能が導入された事例もございます。</p> <p>今回ご提案いただいた千里青山台団地の建替事業が行われる場所は、第1種中高層住居専用地域であり、大規模なスーパー等は建設できませんが、ご提案の趣旨につきましては、事業主体であるUR都市機構に申し伝えてまいります。</p>	計画調整室	R7.2.10	R7.2.21

市民の声と市の回答(分野別:住宅・まちづくり)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
10	山手町4丁目1-8、〇〇の小さなドブ川周辺の下水管について	<p>酒の席でのつまらない話ですが、市役所にお勤めの40代の男性の発言なので、気になっています。</p> <p>その市役所職員の言うには、「山手町3-1-8周辺を流れているドブの横には下水管があって、非常に古く、いつ、埼玉のような陥落事故が起きてもおかしくない」</p> <p>これは冗談か嘘かわかりませんが、まさか、酔っていたとはいえ、簡単に根拠のない発言を係長職の市役所職員が言うはずがない、とおもいます。</p> <p>同地から豊津駅にこのドブ川に沿って歩いていると、確かに道路が良くない、段差に躓き、平らでない、なんども継ぎ接ぎの修復をしていたことが解ります。</p> <p>この周辺の下水管の状況、今後の修繕、点検の予定を知るには、どこを訪ねれば良いか教えてください。</p> <p>また、この職員の発言について、ご意見をください。</p>	<p>【山手町4丁目1-8周辺の下水管の状況、今後の修繕、点検の予定に関する問い合わせ先について】</p> <p>山手町4丁目1周辺の道路下には、さまざまな大きさの下水道管が設置されています。なかでも、山の谷水路の沿道には大きなもので口径(直径)800mmの下水道管が埋設されています。</p> <p>市では「吹田市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、市内全域において市が管理する下水道管を対象に、平成30年度から計画的な点検と調査を実施しており、劣化や破損等がある下水道管については、速やかに修繕や新しい管にする工事を実施しているところです。</p> <p>山の谷水路の沿道に埋設された下水道管においては、平成30年度から令和元年度までに点検と調査を実施しており、中程度の劣化が確認された一部の下水道管については、令和4年度に新しい管にする工事を実施しました。また、この点検と調査の結果、道路陥没を発生させる可能性のある重度の劣化等は確認されておりません。</p> <p>引き続き計画的な点検と調査を実施し、必要に応じて措置を講じてまいります。</p> <p>下水道管に関するお問い合わせは、本庁高層棟6階の下水道部管路保全室にて承ります。内容に応じて管理・維持・改築・整備の各担当が対応いたします。なお、下水道台帳は市ホームページからも見ることができます。</p> <p>【本市職員の発言について】</p> <p>発言の真意が判らないため、お答えしかねます。</p>	管路保全室	R7.2.3	R7.2.13
11	吹田市営住宅管理センターへの件	<p>吹田市営岸部中南に住んでおります。</p> <p>玄関前に7割程度の住民が子供用自転車や、ベビーカーや、スケートボードや宅配ボックス等を置いております。私も悪気なくベビーカーを置いておりました。</p> <p>すると、突然職員が自宅にやって注意を受け、ベビーカーをその場で中に入れました。しかし、注意するのはうちの自宅だけでした。他の住民は注意された事がないとの事で、今でも7割程度の住民が外に私物を出してあります。なぜうちだけだめなのか？を吹田市営管理センターに問い合わせましたが、もう1ヶ月ほど返信がなくこちらに問い合わせしました。本当になんで我が家だけ注意を受け、他の住民はよしとされているのか理由が知りたいです。あと、吹田市営住宅管理センターの問い合わせに返信がないのはいかがなものかと。</p>	<p>この度は住宅管理センターの対応により不快に感じられたことについて、お詫び申し上げます。</p> <p>お問合せ内容について、事実関係を市営住宅管理センターに確認しました。</p> <p>今回メールをいただいてから、回答に1か月以上かかってしまっていることについては、市営住宅管理センターが回答を失念していたとのことでした。あってはならないことであり、至急の回答を行うよう指導し、今後このようなことが起らないよう注意を行いました。</p> <p>御意見、御質問をいただきました、〇〇様への対応につきましては、別途市営住宅管理センターより回答がありますので、そちらを御確認ください。その際の話の進め方や接遇に問題があり、不快な思いをさせてしまいましたことについて、重ねてお詫び申し上げます。</p> <p>吹田市より市営住宅管理センターに対し、公平公正な入居者対応に努め、業務改善やチェック体制を見直し、誠実に対応するよう、指導を行ってまいります。今後も市営住宅の適正管理に努めてまいりますので、御理解、御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>	住宅政策室	R6.12.18	R6.12.26

市民の声と市の回答(分野別:住宅・まちづくり)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
12	B54-2。市HPの新着情報で10月25日掲出の「特定空家等の所有者等に対する命令について」に対する意見	<p>10/29に投稿。10/31に市から回答を頂きましたが、意見・要望。</p> <p>1)【前回投稿(再掲)】:【私見】このタイトルでは、住所地番の記載が無い事から、所有者および関係者に伝わるとは思えません。 →前回投稿時の私の書き方が悪かったのか、回答文にはこれに対しての記述がありませんでした。 →市回答:市HPに掲出の目的は、「通行人等の第三者に不測の損害を与えることを未然に防止する観点から、(中略)、市のホームページ等により周知。 →新着のタイトルに、住所地番の記載が無い事から、所有者および関係者に伝わるとは思えません。加えて市回答文の「通行人等の第三者に不測の損害を与えること(後略)」について市民に伝わるとは、思えません。 →添付画像B54-2 特定空家等新着タイトル →添付画像B54-2 特定空家等の所有者等に対する命令のサイト</p> <p>2)吹田市の「特定空家等の未解決案件」の件数を教えて下さい。</p> <p>3)市の「特定空家等の所有者等に対する命令について」のサイトには、吹田市は、当事者に対する「命令書(後藤圭二市長名と公印)(PDF)」が添付されていません。 →サイトの冒頭の記載文には、「以下の特定空家等に対し、(中略)次のとおり公示します。」の記述があります。 →公文である「命令書(後藤圭二市長名と公印)(PDF)」が、添付されていなければ、法的に「有効」なのか、疑問があります。</p> <p>4)【前回投稿(再掲)】:都市計画部 住宅政策室は、市役所本庁の駐車場前に有る「公告式掲示板」に掲示されているのでしょうか？ →市回答:掲示しています。 →現地確認では、「公告式掲示板」に掲示されていませんでした。 →添付画像B54-2 公告式掲示板</p> <p>5)上記の3及び4の状況から、今回の件について吹田市の公示は、有効でないと思えます。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)について 御意見として承り、今後の検討の参考にさせていただきます。 所有者へは直接文書で命令書を交付しているほか、通行人等へは当該家屋に標識を設置し、周知しています。市のウェブサイト及び公告式掲示板は、命令をした旨を周知するための補助的なものと考えています。</p> <p>2)について 2件(本件含む)あります。</p> <p>3)について 空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第13項の規定により命令をした旨を公示するものであり、命令書を公示するものではありません。</p> <p>4及び5について 公告式掲示板へは、吹田市公告式条例の規定により10月25日から1週間掲示しておりました。公示は、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第13項の規定により、標識の設置をするとともに、公報への掲載、インターネットの利用その他市町村が適切と認める方法で行うものとされており、本市でも同規定に基づき、適切に実施しております。</p>	住宅政策室	R6.11.6	R6.11.12
13	千里山の景観について	<p>最近、千里山近辺で、カメラを持った若い旅行者らしい人を時々、見かけることがあります。 気になったので調べてみたら、どうやら千里山があるアニメ番組の舞台となっていて、そのため舞台訪問、聖地訪問のような形で、尋ねてくる人がいるようです。 住宅街を含む地域ですので、大々的に観光的に人が訪れるのは問題がありますが、今のところは、少人数でマナーを守って舞台訪問されている人が多いようです。 今の時代、どの町も、同じような建物、同じような商業施設、チェーン店などの光景ばかりになってしまいました。 しかし千里山は、起伏の特徴的な地形的にも、開発時からの歴史的にも、若い人たちが魅力を感じる景色を擁した街であることが改めて確認できました。 今後とも歴史ある街並みであることを意識しながら、街づくりや環境整備に取り組んでいただけましたら幸いです。よろしく願いいたします。</p>	<p>本市の景観面からのまちづくりの基本的な方向性を示す「吹田市景観まちづくり計画」(令和4年(2022年)4月発行)では、吹田市がめざす景観の将来像を「地域らしさと潤いにあふれ、次代に誇れる美しいまち」としております。その計画の中では、本市の地形や歴史等は吹田の景観特性をとらえる重要な要素としており、千里山を含め、それぞれの地域の景観特性を確認した上でまちづくりを進めることとしております。いただいたご意見も参考にさせていただき引き続き、吹田市がめざす景観の将来像の実現に向け、努めてまいります。</p>	都市計画室	R6.10.16	R6.10.23

市民の声と市の回答(分野別:住宅・まちづくり)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
14	吹田さんくすとイオン吹田店の取り壊し工事を関する	吹田さんくすとイオン吹田店を解体工事にしてほしいです。	解体工事の実施につきましては関係権利者の判断となりますので、市では回答できませんので、ご了承くださいませようお願いいたします。	都市計画室	R6.9.24	R6.10.7
15	ディオス北千里が建て替え計画	ディオス北千里とそよら北千里が建て替え計画してほしいです。	現在、北千里駅前につきましては、市街地再開発事業による一体的な再整備に向け、地権者で組織する北千里駅前地区市街地再開発準備組合において検討を進めておられるところです。 本事業に係る吹田市HPの掲載ページ https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017979/1020321/1022469/1023606/index.html ご意見いただきましたディオス北千里(1番館～8番館)及びイオン北千里については、再整備の区域内に含まれておりますが、再整備後のテナントについては現時点では未定でございます。 当該事業については、段階的な情報提供や、地域等との意見交換など、丁寧な事業推進について準備組合と協議してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。	計画調整室	R6.9.17	R6.9.26
16	吹田市佐井寺〇〇丁目〇〇番地開発の件です。	吹田市佐井寺〇〇丁目〇〇番地開発の件です。水が湧き出し、家の基礎に常時あたっていたのですが、とりあえず側溝を深く掘っていただき、家の基礎には直接雨水はかかってない状態です。激しい水しぶきでかかるとはありますが、完全な正工事は、〇〇(社名)が窓口になるとのことで話あいがつき、是正工事をしていたことで完了のつもりでした。ようやく2024年4月13日(土)に是正工事にきてもらいました。しかし、今回は、〇〇(社名)の〇〇氏の指示で工事ができなくなったとのこと。4月13日に、雨水桝を外され、資材もそのまま放置の状態でした。以前、2段擁壁の違法とのことで確認していただき、吹田市から指導していただきました。しかし、今回また雨水桝をはずした状態の為、また2mを超えた状態で擁壁が存在しています。きっちりとは正工事をすると、2mに収まるとおもいますが、工事をしないとまた違法擁壁の状態ではないでしょうか？今まで、相手側は、工事を信用していましたが、悪質さも感じます。〇〇(社名)は、富田林の公共工事をしています。富田林市役所にメールで本日同様に問い合わせをしました。不誠実な行為の有無や社会的及び経済的信用状況等に留意することが公共工事の選定基準の入札に明記されています。工事をしないということは、吹田市が境界を決めると嘘でだまされそうになりましたが、境界点も復元しないということで現在私のほうでとらえています。〇〇(社名)さんと、吹田市は契約が切れていると断言されました。その後も、〇〇(社名)さんと契約は継続していました。また、弁護士に依頼して、時間とお金がかかりそうです。〇〇(社名)さんの公共工事の入札参加の選定基準には影響がまったくないのでしょうか？2点伺いたいです。〇〇(社名)の〇〇氏は、吹田市の回答後も、最初は、空白地図を埋める予定だったと言いつづけていました。私が、〇〇(社名)の〇〇氏に戸籍情報を提供した為、ピンポイントで戸籍を請求したはずですが、現状が、できないなら、基準の変更を希望します。私は、時間もお金もかなり費やしています。このまま放置すると、我が家も地盤がゆるみ家が傾く可能性があります。2重擁壁でないかどうかの確認と、再度〇〇(社名)の責任を再度伺いたいです。〇〇(社名)さんの一連の不祥事は、〇〇(社名)の〇〇氏が我が家の親戚やご先祖さまの戸籍を所持する永遠の課題でもあります。何度も要望しますが、それだけ永遠の課題であり、重要で深刻な件です。家の正工事も最終的に直さないと家が傾きます。擁壁が2mを超えた為、違法状態だと思えます。よろしくお願ひします。	今回お問合せ頂いた場所につきましては、令和4年度に擁壁にブロックを積み土砂を盛っており2段擁壁状態であるとのご連絡を受け、開発審査室にて建築基準法への法適合について現地確認を行っています。 令和6年7月1日より吹田市全域を宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)に伴う宅地造成等工事規制区域に指定しているため、お問合せの既存擁壁については同法第22条第1項の土地の保全等に基づき、必要であれば開発審査室より所有者等に指導を行います。 なお、前回と同様に違反の有無や指導の内容については吹田市情報公開条例に基づき公開することによって、市の行政指導の適切な執行に支障を及ぼす恐れがあることから、情報公開の対象としておりません。 また、同条例において、特定の建築物の違反の有無や、違反指導の内容については、特定の個人に関する情報や法人等に関する情報に該当するため、その事業者が個人か法人かによらず、個人情報保護の観点から、公表を控えていただいております。 盛土規制法第22条第1項 土地の保全等(一部抜粋) 宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等(宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。…)に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。 (担当:開発審査室)	開発審査室、道路室	R6.7.16	R6.7.30

市民の声と市の回答(分野別:住宅・まちづくり)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
17	JR吹田駅東改札口イオン吹田周辺について	今回は、ふと思ったことがありましたので、ご連絡させていただきます。その内容というのが、件名にもあります通りなのですが、JR吹田駅東口のイオン吹田店側一帯についてなのですが、同じく、片山側、そして、反対側のさんくす側につきましては、きれいに整備されているのに、当該の場所一帯、周辺につきましては、なぜ？こんなにも寂れてる感じなのかと、そして、見たところ、その周辺につきましては、空き家等も多く、昭和の感じがあり、良い部分もあるとは、思うのですが、やはり、時代にあってないとも個人的には思っており、今すぐは、無理かもしれませんが、片山側及びさんくす側同様、再開発を含めた何か、大きな改革が必要なのでは、ないのかなと思い、今回、一つの声として出させていただきます。ちなみに、聞くところによりますが、JRの千里丘駅が現在、再開発を行っているらしく、いつか、吹田もそのようになれば、いいなと思っております。是非、ご検討の宜しくお願ひします。	JR吹田駅周辺地区につきましては、吹田市第4次総合計画、吹田市都市計画マスタープランにふれあいと活気ある商業空間としての都市拠点の形成を目指すとして位置づけており、本市にとって重要な拠点であると考えております。いただいた貴重なご意見は、今後のまちづくりに参考にさせていただきます。	都市計画室	R6.7.16	R6.7.25
18	イオンスタイル吹田と吹田さんくすが生まれ変わる	吹田さんくすが新しく生まれ変わってほしいです。イオン吹田店からイオンスタイル吹田に変わります。吹田市開発ビル株式会社 イオンモール株式会社	吹田さんくすやイオン吹田店を含むJR吹田駅周辺地区につきましては、吹田市第4次総合計画、吹田市都市計画マスタープランにふれあいと活気ある商業空間としての都市拠点の形成を目指すとして位置づけており、本市にとって重要な拠点であると考えております。建替えの際には地権者間の合意形成が必要になりますので、今後地権者の機運の醸成が図られました際には、本市といたしましても、当該地区にふさわしいまちづくりが推進されるよう支援してまいります。	都市計画室	R6.7.5	R6.7.9
19	吹田さんくすとイオン吹田店が建替え	吹田さんくすとイオン吹田店の建て替え工事 再開発してほしいです。	吹田さんくすやイオン吹田店を含むJR吹田駅周辺地区につきましては、吹田市第4次総合計画、吹田市都市計画マスタープランにふれあいと活気ある商業空間としての都市拠点の形成を目指すとして位置づけており、本市にとって重要な拠点であると考えております。建替えの際には地権者間の合意形成が必要になりますので、今後地権者の機運の醸成が図られました際には、本市といたしましても、当該地区にふさわしいまちづくりが推進されるよう支援してまいります。	都市計画室	R6.6.10	R6.6.13
20	建蔽率	吹田市役所に、建築申請申請される建蔽率の確認について電話しました。貴所のご担当者様は、建築申請後は、建蔽率が申請通りであるか否かの確認は、現場には、行かず、当該建築申請の業者自身に任せられています、とのことでした。これでは、建築基準法違反か否かは、当該業者任せとなります。貴所は、これで良いと、思われておられるようです。吹田一市民として、このような法律違反のチェック体制がゼロの市役所には、疑問であり、市民の意見を無視されるのであれば、匿名で、市長を告発したく思います。以上です。	以前よりお問い合わせいただいている物件については、吹田市ではなく国土交通省が指定した指定確認検査機関によって、建築確認を実施しております。また、工事完了時には現地に建築基準法に基づく完了検査を指定確認検査機関が実施します。その際に建蔽率についても申請通りであるか検査します。この内容は建築基準法第6条の2及び同法第7条の2に規定されています。	開発審査室	R6.4.18	R6.5.14

市民の声と市の回答(分野別:住宅・まちづくり)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
21	千里ニュータウン	<p>久しぶりに津雲台6丁目にある実家に先日帰りましたが、昔からかわらない住宅地、団地群。わかっていたことですが、買い物行くにも車、飲みに行くにも何も無く本当に面白くない街のままです。今でも年寄りばかりですが若者は誰も住まない街とわかります。</p> <p>今は東京に出ています。商店街はもちろん、色んなお店が街中にあります。今後は東京に住んでいて楽しいです。今後壊す団地群もあるでしょう、商業店も加味したまちづくりを切に望みます。もうしばらくしたらゴーストタウンになりますよ。</p>	<p>津雲台をはじめとする千里ニュータウンでは、住宅地には住宅のみ、店舗等は地区センターや近隣センターに配置する土地利用を図り、緑豊かで整ったまちなみが形成されています。</p> <p>今後につきましては、千里ニュータウンの建設当初の理念である計画的なまちづくりを継承しながら、店舗等が配置される近隣センターを含め、千里ニュータウンの活性化に取り組んでまいります。</p>	計画調整室	R6.3.22	R6.4.2
22	吹田市市営住宅について	<p>養育費もない母子手当もないひとり親の方々を優先に、市営住宅や公営住宅に住まわせてもらえないのでしょうか？</p> <p>賃貸の家賃では困ってるから、または実家住まいだと母子手当も支給されないから、引っ越しを検討してるが、家賃が高い。そういった理由があり、府営住宅や市営住宅に希望をかけてるのです。</p> <p>ひとり親、子育て世帯の項目があるのであれば、まず優先すべきは困ってる親子ではないのでしょうか？</p> <p>養育費も貰っておらず母子手当も貰ってないなど、そういった事情の親子を優先に入れるべきではないのでしょうか？</p> <p>ひとり親に関しては抽選ではなく、その生活状況で判断して当選させてもらえますか？</p> <p>恵まれてる方が当選して困ってる親子が当選しないのは、悲しいなと思います。</p> <p>吹田市はどんどん新しくなってますね。その分住民も増えた気がします。子育て世帯も増えて、保育園や幼稚園、住宅の倍率も増えました。</p> <p>それならば保育園を増やすとか、市営住宅の増加とか考えられませんか？</p> <p>どれだけ私たち親子は市営や府営を応募したら当選されるのでしょうか。</p>	<p>市営住宅は、住宅にお困りの所得の低い方を対象にしているため、住宅に困っている理由や高齢・障がい・ひとり親等の収入要件や優先要件に関わる状況について申込時に確認させていただいているところです。</p> <p>入居者の決定に当たっては、公募のうえ、応募が多い場合は公正な方法で決定することと法で定められており、本市では、抽選により入居者を決定しています。</p> <p>住宅困窮度に関わる御事情は申込者それぞれであり、生活状況で判断するよりも抽選のほうがより公正であると考えております。</p> <p>なお、市営住宅、府営住宅とも、募集案内で、住宅ごとの過去の応募倍率をお示ししていますので、申込みの際の参考にしてください。</p>	住宅政策室	R6.1.19	R6.1.22

市民の声と市の回答(分野別:住宅・まちづくり)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
23	続-80。吹田市には「竹筋(ちっくん)コンクリート」の技術資料は残っているのでしょうか？	<p>先日、山形県米沢市の企業と日本大学工学部を中心に構成する竹筋(ちっくん)コンクリート協議会が、鉄筋の代わりに竹材を利用した竹筋コンクリートを開発したとの報道がありました。</p> <p>・吹田市では、江坂地区の区画整理事業で「鉄筋の代わりに竹材を利用した」…と吹田市の土木技術者のOBの方(他界)から5年ほど前に聞きました。</p> <p>⇒【推測】江坂地区の区画整理事業は、新大阪駅周辺の開発事業、千里の万博関連での新御堂筋の工事、地下鉄御堂筋線の延長工事などが重なる時期で鉄筋の入手が困難な時期…かな?とも考えられます。</p> <p>Q1:吹田市には「竹筋(ちっくん)コンクリート」の技術資料は残っているのでしょうか？</p> <p>⇒もし、有りましたら竹筋コンクリート協議会に技術資料の提供をされたら…</p> <p>Q2:吹田市は、当時の「竹筋コンクリート」の施設場所を把握されているのでしょうか？</p> <p>⇒江坂地区には、上町断層が南北に通っており、気になります。</p> <p>Q3:「竹筋コンクリート橋」で検索すると、多くの実績があり、遺跡も有ります。もし吹田市に資料が残っていましたら、市HPに掲載をお願いします。</p>	<p>本市では、江坂地区の土地区画整理事業で「竹筋コンクリート」を利用した事実は把握しておりません。</p> <p>また、改めて当該土地区画整理事業に関する資料等も確認致しましたが、「竹筋コンクリート」に関して記述はございませんでした。</p>	計画調整室	R5.12.20	R5.12.27
24	北千里駅前再開発事業について	<p>タイトルの件について、説明会に参加させていただきました。</p> <p>そして意見したいことや提案、要望等微細なことも含めるととてもじゃないですが、あの場で挙手することは出来ず、また、こちらも字数制限があるようですので</p> <p>ひとまず、字数制限の無い北千里駅前再開発事業に特化した、意見投稿フォームを整備してもらえませんか？</p> <p>説明会、意見交換会には今後毎回参加させてもらいたく、都度、質問や意見は増えるかと思われま。</p> <p>是非とも専用のフォームの整備、よろしく願いいたします。</p> <p>フォームが完成し次第、20でも30でも意見提案させてもらいたく、重ねてよろしく願いいたします。</p>	<p>市政に対するご意見・ご要望については、今回ご利用いただきました「市民の声」送信フォームのほか、各室課への直接のお問い合わせについては、各室課専用の問い合わせフォーム(2000文字以内)も設置しておりますので、ご活用を検討いただくと幸いです。</p> <p>北千里駅前の再整備につきましては、民間施行の市街地再開発事業として、都市計画決定等の法的手続きの支援などに取り組む予定ですが、事業の計画につきましては、事業検討主体である北千里駅前地区市街地再開発準備組合が検討を進めていくものです。</p> <p>ご意見いただきました北千里駅前市街地再開発事業に特化した意見投稿フォームにつきましては、本市として設置する予定はございませんが、北千里駅前の市街地再開発事業に関する本市へのご意見につきましては、担当部署であります都市計画部計画調整室への「専用お問合せフォーム」(「北千里駅前の再整備」に関する市ホームページの最下段)をご活用いただくか、計画調整室のメールアドレスに送付いただきますよう、お願いいたします。</p>	計画調整室	R5.10.30	R5.11.10

市民の声と市の回答(分野別:住宅・まちづくり)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
25	府営吹田藤白台住宅3棟の自転車駐輪場で自転車カバリーに油のようなものがかけられた器物損壊事件について(またですよ!)	<p>11月8日、府営住宅3棟駐輪場に置いてあるママチャリのカバリーにまた油のようなものをかけられました。 今回で3度目です。吹田警察はいったい何をしているのですか?捜査して早く逮捕してください。 軽犯罪すら捕まえないようでは話にならない。 自治会はこの件について回覧も回さないし、防犯カメラについて全く動こうともしないので私から自治会に直接投書しようと思っている。 この件に関する吹田警察への通報をお願いします。早く捕まえるべき。</p>	<p>本件は、大阪府及び警察に係る事案ですので、大阪府及び警察へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.11.10	R5.11.10
26	北千里小学校跡地の北東部分の活用における近隣への配慮について	<p>北千里小学校跡地の北東部分の活用について、近隣住民からの意見をお伝えできたらと思います。 検討の一つとして広場やカフェ等が検討されているとのことですが、この開発される地域は最近新たに建設された向かいのマンションを含め閑静なマンションが立ち並んでおりますので、不特定多数の人が出入りする場所として、以下の点に十分配慮をいただきたくお願い申し上げます。</p> <p>1騒音 2臭い 3防犯・プライバシー 4景観 5路駐や渋滞</p> <p>1 騒音について、昼間はもちろんですが、特に深夜早朝も出入り可能となると溜まり場となり騒がしくなったりしないかを懸念しております。深夜早朝の出入りは禁止し施設するなど、適切な運用管理をお願いします。</p> <p>2 臭いについて、特に飲食店が建つ場合、異臭が発生しないような配慮をお願いいたします。広場や飲食店での活用の場合、ゴミが散乱しカラスが飛来するようなことがなきようゴミの管理はしっかりお願いいたします。</p> <p>3 マンションへの覗きや視線が社会上問題となっております。建設される建物の向きや距離を遠く取るなど、近隣マンションへの防犯・プライバシーへの最大限の配慮をお願いします。</p> <p>4 景観・環境を著しく損なうような建物(高層建物等)や状態(ゴミが散乱している等)は避けていただけますよう検討・対策をお願いします。</p> <p>5 今現在においても開発地の周辺道路には路駐が散見されます。広場や飲食店等ができることで更なる路駐の増加や交通渋滞などで周辺環境が悪化しないよう対策をお願いします。</p> <p>以上、近隣住民の生活や閑静な住環境へ十分配慮いただけますよう検討・対策をお願いするとともに、開発が終わった後も近隣住民へ配</p>	<p>当該土地の一部につきましては、一般開放できる広場として市が必要な整備を行い、管理していく予定です。広場における騒音やゴミの散乱等がないよう、適切な運用管理をしてまいります。</p> <p>また、残りの部分につきましては現在事業者公募中でありますが、募集要項におきましても、周辺との調和や近隣への配慮に関する基本的な考え方を定めており、今後整備される施設におきましても、徹底した運用管理を行うよう、事業者に対し求めてまいります。</p>	資産経営室	R5.10.16	R5.10.31

市民の声と市の回答(分野別:住宅・まちづくり)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
27	府営住宅3棟エントランスに座っている若い不審者について	たまに見る男と同一人物かわかりませんが、午前10時10分頃、吹田藤白台住宅3棟エントランスのベンチに20～30代くらいの上下黒の若い男がスマホをいじって座っている。 数分するところかへ消えたが、最近同じくらいの時間に若い男がベンチに座ってやはり数分すると消えていることが多いので不審者対策の徹底をお願いします。 住んでいる者ならなぜいつもこんなところでいじっているのか、自分の部屋でやればいけないか。明らかに怪しい。 府営3棟エレベーターには吹田警察より不審者通報の旨の案内が貼られております。ありがとうございます。	本件は、警察及び大阪府に係る事案ですので、警察及び大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.10.12	R5.10.12
28	北千里駅の公社2棟前のベンチでの喫煙について	10月12日11時50分頃、北千里駅の公社2棟前のベンチで上下スーツ姿の50～60代くらいの眼鏡をかけた身長170cmくらいの男が喫煙していた。 一体どうなっているのか。夕方に限らず昼間も無法地帯ではないか。 毎回指導員が巡回し～という回答が来るが、それだけではどうにもならない状況となっている。 ベンチ前のポールや市道にある公社掲示板に禁煙の張り紙をお願いします。ここはよく吸っている人がいる。	本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.10.12	R5.10.12
29	府営吹田藤白台住宅3棟エントランスの不審者について	10月6日13時25～30分頃、府営吹田藤白台住宅3棟エントランスの入口付近で上下スーツ姿、黒いカバン所持の40～50代くらいの男が何もせずじっと立っていて気持ち悪かった。 この男は車で来たようで車のナンバーは〇〇のアクアという車種だ。どこから来たのか知らないが、用事が終わったなら車で休憩するなりするはずだし、駐車禁止の道路に路上駐車しているのもおかしい。来客なら駐車場入り口に止めてもいいはずだからだ。 一体何をやっていたのか、何かの犯罪の下見か？最近不審者が増えている。誰でもエントランスに入れる現状、物騒で仕方がない。 吹田警察とも連携の上、不審者の排除をお願いします。	本件は、警察及び大阪府に係る事案ですので、警察及び大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.10.10	R5.10.10
30	府営吹田藤白台住宅3棟駐輪場での喫煙について	10月4日17時45分頃、府営吹田藤白台住宅3棟駐輪場で白と黒の縞模様の服を着た30～50代くらいの男が喫煙していた。 男はバイクの横で喫煙。何か資料らしきものを見ていたので住人ではなく業者の可能性もある。 3棟のエントランスや駐輪場に住人や通行人から苦情がきているので禁煙の張り紙をお願いします。	本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.10.5	R5.10.5

市民の声と市の回答(分野別:住宅・まちづくり)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
31	JR吹田駅周辺の屋外広告物調査の件	<p>先日、JR吹田駅周辺の屋外広告物の許可状況についてお問い合わせさせていただいた者です。</p> <p>下記回答、ありがとうございます。</p> <p>> 個々の屋外広告物の許可申請の有無については回答いたしかねますが、ご指摘の屋外広告物が未申請である場合には、設置者に対し指導を行ってまいります。</p> <p>今回の問い合わせをきっかけに、未申請かどうかの調査、および、未申請であった場合の設置者に対する指導と罰則を進めていただけることと存じます。</p> <p>市民の1つ1つの意見に対して真摯にご回答いただけていること、暮らしやすい市のために不適切な広告物の排除の活動を進めていただけていることに、感謝申し上げます。</p> <p>今後も、景観維持のために、積極的な活動を期待しております。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>	<p>本市の景観・屋外広告物行政に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。良好な景観の形成と風致の維持、また公衆に対する危害の防止のために今後も努めてまいります。</p>	都市計画室	R5.9.11	R5.9.22
32	北千里駅周辺の府営吹田藤白台住宅3棟敷地内での歩きタバコについて	<p>9月18日16時24分頃、府営吹田藤白台住宅3棟敷地内エントランスからスロープにかけて上は白Tシャツにグレーの上着、下は黒で黒い肩掛けかばんを所持、白い靴を履き、眼鏡をして帽子をかぶった60~80代くらいの男が歩きタバコをしていた。</p> <p>この男は私がエントランスにいると掲示板をじーっと見て怪しかったのでマークしていたところ突然歩きタバコを始めたので証拠動画を撮った。</p> <p>最近本当にひどいので、このような事案が1件も起きないようにスモークフリーすいたに向け広報活動等していただきたい。</p> <p>府営3棟の掲示板は掲示物がほとんどはがされた状態であり、この男は喫煙についての掲示がないので喫煙してもいいと解釈して喫煙を始めたと思われる。</p> <p>府営住宅内禁煙(市内全域歩きタバコ禁止)の旨の再掲示をお願いします。</p> <p>集合住宅内で歩きタバコが今月2件だ。本当にひどくモラルも低下している。</p>	<p>本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.9.19	R5.9.19
33	王子公園への防災倉庫設置に關わる建築確認申請	<p>王子住宅自治会では王子公園に防災倉庫を設置する計画を起せていまして、危機管理室に申請書を提出しました。</p> <p>また、同地点は公園みどり室も立ち会って場所が特定しております。</p> <p>倉庫は一般販売している既製品で10㎡以下の面積の物ですがこの設置に関しては建築確認申請が必要と開発審査室への電話問合せで口頭で回答を得ています。</p> <p>住民に対して、どのような規約でその様な手続きを経なくてはいけないのか説明が必要ですので。文書で回答をお願いします。</p>	<p>建築基準法第6条により、建築主が建築物を新築しようとする場合は、確認申請書を提出して、確認済証の交付を受けなければならないとされています。建築物の定義としては奥行が1mを超えるのもの又は、高さが1.4mを超えるものが該当します。</p>	開発審査室	R5.9.11	R5.9.13

市民の声と市の回答(分野別:住宅・まちづくり)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
34	府営吹田藤白台住宅3棟エントランスから藤白台1丁目交差点の歩道にかけての歩きタバコについて	<p>8月27日6時40分頃、府営吹田藤白台住宅3棟エントランスから藤白台1丁目交差点付近までの歩道にかけて上は黒のタンクトップ、下は青の半ズボンの20~30代くらいの若者が歩きタバコをしていた。3棟から出てきたので住人と思われる。その後歩道で犬を連れた人など数人がいたがみんなこの非常識な若者の行動をじろじろ見ていた。歩道から道路を渡ったので北消防署方面に歩いて行ったと思われる。</p> <p>最近、このような者は見たことがない。もし新規入居でさらに独居なら若者は基本的に障がい者しか入居できないはずだからすぐに特定出来る。そうでなくとも若者の入居は少ないので3棟を中心に入居者情報から当該行為の人物を特定、嚴重注意お願いします。</p> <p>最近本当に違法迷惑喫煙が多くて困っている。</p> <p>エントランスの掲示も先日の台風で飛んでしまったので張り紙の再掲示、また吹田市内全域で歩きタバコ禁止ということを3棟の住人への回覧で周知徹底をお願いします。</p>	<p>ご指摘箇所付近の公道につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R5.8.28	R5.9.11
35	JR吹田駅周辺の屋外広告物の指導状況などについて	<p>中核市移行により、屋外広告物法による事務権限が吹田市に移行されています。そこで、指導状況などについて質問します。</p> <p>1.屋外広告条例違反について 道路上の広告物以外の違反を確認した件数と指導状況を教えてください。</p> <p>2.片山町〇〇の屋外広告について JR吹田駅前のバスロータリーに面する巨大な屋外広告は、市として認識し許可を出したのでしょうか？</p> <p>3.片山町〇〇の自動販売機の屋外広告について 自動販売機直上に黄色く巨大な屋外広告が掲示されているが、市として認識し許可を出したのでしょうか？</p> <p>4.LINEの通報機能の対象について LINEから道路上の立看板・広告旗・はり紙・はり札を通報する機能があります。これは、とてもよい機能です。しかし、条例違反の壁面広告などを通報する方法がありません。これら条例違反の通報を可能にする改修をお願いいたします。</p>	<p>1について 道路上の広告物以外の違反件数につきましては、把握できておりません。屋外広告物に関する指導状況につきましては、平成30年度に市域の一部において屋外広告物の実態調査を行った際に、許可申請がなされていない屋外広告物が多く確認されたことから、当室では令和2年から、国が定める「屋外広告物適正化旬間」などの機会を捉えて、屋外広告物の設置者に対し、申請に関するチラシの配布などの啓発活動を行っております。引き続き適正な屋外広告物となるよう取り組みを行ってまいります。</p> <p>2及び3について 個々の屋外広告物の許可申請の有無については回答いたしかねますが、ご指摘の屋外広告物が未申請である場合には、設置者に対し指導を行ってまいります。</p> <p>4について いただいたご意見を参考にさせていただきます。 お手数ですが、条例違反の屋外広告物等につきましては、メール等で情報を当室にお寄せいただけますようお願いいたします。</p>	都市計画室	R5.8.21	R5.9.1

市民の声と市の回答(分野別:住宅・まちづくり)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
36	府営吹田藤白台住宅3棟付近での喫煙について	8月27日14時05分頃、府営吹田藤白台住宅3棟の近くのベンチ(ロータリーの近く)で60~80代くらいのタンクトップの男が喫煙をしていた。 おそらく恰好からここに住んでいる者と思われるので、特定して指導し、さきほどの案件と同様、エントランス掲示板と回覧でも周知徹底をお願いします。 府営3棟には現在、禁煙についての回覧が全く来ておりません。これでは意味がありません。自治会が率先して禁煙活動に尽力し、スモークフリーすいたを実現すべきです。	御連絡いただいた内容について、自治会に報告させていただきました。 議題に挙げ、掲示板・回覧で周知を行うかどうかについては、自治会で判断していただく内容となります。	市民自治推進室	R5.8.28	R5.9.1
37	府営吹田藤白台住宅3棟周辺での自転車タバコについて	8月11日18時15分頃、府営吹田藤白台住宅3棟の駐車場から40~50代くらいの女が自転車に乗りながらタバコを吸っていた。 いったいこの住人への喫煙の回覧はどうなっているのか?禁煙についての回覧が全く来ないが行政は何をやっているのか。早く回覧で周知してください。 まあそもそもこの住人かわからないが、ここ最近の有り様は本当にひどい。そもそも吹田市全域が禁煙であることが全く周知されておらず大阪市内と同じように吸っている者がいる(大阪市内も受動喫煙に関する条例があるので大通りや公園では吸えないはずだが現状多くが吸っている)。	本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.8.14	R5.8.14
38	北千里駅周辺での大迷惑な喫煙について	7月27日17時頃、北千里駅の第二自転車駐車場の向かいの公社1棟と2棟の間の歩道(OPH北千里の看板前あたり)で40~60代くらいの男が喫煙していた。この男はたまに見る男で、見た目が特徴的なのですぐわかる。当時は車2台による事故があり警察官が誘導をしていたところで警察官は喫煙男を見ても注意すらしない。 公社に禁煙の張り紙をお願いします。	本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.7.31	R5.7.31
39	府営住宅ベランダでの喫煙について	府営吹田藤白台住宅3棟のベランダで喫煙している人がいる。 夜にベランダに出るとたまにタバコの匂いがしてくる。 私はペットを飼っているので非常に迷惑だ。 特にインコにタバコの煙は致命傷になる可能性が高い。 人殺しならぬ、鳥殺しになりかねない重罪行為である。 なお、府営住宅においては入居時からインコなどの迷惑が掛からないペットの飼育は許可されている。禁止されているのは犬猫のみだ。 既にエントランス掲示板には居住空間での喫煙についての張り紙があるが効果は薄い。 もっと周知徹底をお願いします。	本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.7.5	R5.7.5

市民の声と市の回答(分野別:住宅・まちづくり)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
40	「吹田市葬儀場等の建築に関する指導要領」の遵守に関して	<p>本件は千里山西1-37-45に建設が予定されている葬儀場に関するもので、私は標記指導要領の2条2(5)で規定されている「関係住民」です。</p> <p>4月下旬に葬儀事業者から予定施設の情報の提示をしたいとの申し出があり、面会しましたが、資料の内容が要領が求めている内容を満たしていないので、再度資料を示すように依頼し連絡をおり、説明はまだ受けていない状況でした。ところが、5月の末日近くに開発審査室を訪問して進捗を尋ねたところ、葬儀社の京阪互助センターから「開発事業事前協議承認申請」が提出され、受付られたと聞いた。</p> <p>私は関係者への情報提供が済んでいないので、受付することはおかしいと主張したが、担当者の言うには、説明が済んでいない部分に関しては、今後このように説明する予定であると葬儀社が言っているので、受け付けた。受付に関しては担当の課内での合意に基づいているとのことでした。</p> <p>要領では6条3で事業者は第1項に定める情報提供を実施した時は<中略>市長に提出するものとする。</p> <p>となっていて、今回のケースは情報提供が実施されていない段階での受付となっており、市役所自らが指導要領をないがしろにした対応をしてまで手続きを急いでいることになっていると思う。</p> <p>何が吹田市の手続きを急がせているのか私には理解できない。</p> <p>吹田市民の申し出や対話を遮り、他市の事業者の都合を優先する理由をお聞かせ願いたい。</p> <p>また、当該指導要領を市役所自らが無力化、形骸化させるような対応をしていることをどう感じているかをお聞かせ願いたい。</p> <p>本問い合わせの回答は許可者である市長自ら内容を確認いただいたうえで、回答されることを求めます。</p> <p>また、書類が揃っていたから受け付けたようなありきたりの回答では私の申し出を無視したとみなしますので、誠意ある回答を願います。</p> <p>最後に、吹田市民との対話を阻害するような手続きの進め方に大きく疑問を持つとともに、本計画の建築確認などへ進むことに断固反対を表明します。</p>	<p>「吹田市葬祭場等の建築に関する指導要領」は、近年の小規模な葬祭場の建築計画を建築工事の直前まで近隣に周知されなかった等によるトラブルを未然に防ぐために、設けたものです。これは、事業者による情報提供に関する努力義務を課すことで、事業者が早期に葬祭場計画の情報提供を行い、良好な関係を築いていただく事を目的としています。</p> <p>当該計画における同要領の手続につきましては、情報提供の報告において、葬祭場計画の周知だけでなく、事業者の関係住民への今後の対応を記載されたことにより、情報提供報告書を受け付けたものです。</p> <p>また、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」に基づく中規模等開発事業事前協議承認申請書の受付時には、添付書類に不足がないことを確認すると共に、情報提供報告書にありました関係住民からの意見等について葬祭場計画への反映状況を確認しています。</p> <p>なお、この葬祭場計画において、本市は市民の方からお問い合わせがあったことに対し、事業者に事業内容の確認をしてきており、同条例手続きが行われる前に、協議先の追加を提案しました。この葬祭場計画において、事業者と関係住民との関係にあっては話し合い等が合意され進められることが望ましいと考えていますが、現時点で同条例による手続きとしては、完了しています。</p> <p>今後もお問い合わせがあった場合には、引き続き事業者による内容の確認をしてまいります。</p>	開発審査室	R5.6.2	R5.6.16

市民の声と市の回答(分野別:住宅・まちづくり)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
41	万博記念公園駅前周辺地区の活性化事業について	<p>4月にこちらに家を買って引っ越してきました。吹田市山田を選んだ理由は、学力も高く落ち着いた地域で、収入に余裕のある方が多いため、子育ても落ち着いてできそうだし、学校も平和な地域と聞いていたからです。</p> <p>引っ越してきてから、万博記念公園駅前周辺地区の活性化事業について知りました。府営住宅ができることとカジュアルホテル、オフィスビルができることについて反対です。高いお金を支払って家を建てたにもかかわらず、地価も下がるでしょう。何より子育て環境がそんな理由で大きく変わってしまうことが残念でなりません。どうか多くの住民の意見に耳を傾けていただき、元から住んでいる住民のための選択をしてください。</p>	<p>万博記念公園駅前周辺地区活性化事業は、「日本万国博覧会記念公園の活性化に向けた将来ビジョン(平成27年11月、大阪府)」の具体化を図るため、大阪府が民間事業者からの事業提案を募集し、民間事業者とともに「大規模アリーナを中核とした大阪・関西を代表する新たなスポーツ・文化の拠点づくり」を推進するものです。</p> <p>本市が、大阪府同席の下、事業予定者から説明を受けたコンセプトの目的や手法等としましては、アジアを代表する次世代型の新たなスポーツ、文化の拠点形成を目指し、世界最先端のアリーナとビジネスイベント等を行うMICE機能を中心として、同一地区内に相乗効果を発揮する様々な機能を複合的に導入するものでした。</p> <p>本市としましては、広域的な活性化、地域貢献に寄与する新たなスポーツ、文化の拠点づくりを目指す内容であり、アリーナを中心に整備される商業・カジュアルホテル棟、ホテル棟、オフィス棟、共同住宅につきましても、そのコンセプトの目的が当該地区のさらなる魅力の増進と機能向上につながるものであると認識しております。また、当該共同住宅は、「府営」ではないと認識しております。</p> <p>いずれにしましても、本事業は大阪府が主体となって民間事業者とともに推進されるものですので、詳細につきましては、大阪府HPを御参照の上、大阪府にお問い合わせいただけましたら幸いです。</p> <p>大阪府HP(万博記念公園駅前周辺地区の活性化)</p> <p>https://www.pref.osaka.lg.jp/fukatsu/ekimae/index.html</p>	計画調整室	R5.6.8	R5.6.15
42	府営住宅の邪魔な手すりのせいで腰を壊しました	<p>府営吹田藤白台住宅3棟の花壇前の手すりが邪魔。即刻撤去しろ。このせいで花壇の植木を持ち上げるのに手すりのバーが上にあって邪魔で中腰の無理な体制になるから上がらないと家族に言うと怒鳴ったため、無理やり馬鹿力で持ち上げて腰を痛めた。</p> <p>もし何かあったら治療費賠償しろ。こんなの邪魔なんだよ。階段の手すりだけで十分。花壇の前に邪魔な手すりなんてつけるな。こんなの誰も利用しない。</p>	<p>本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.5.15	R5.5.15
43	北千里駅周辺の歩きタバコについて	<p>4月19日8時30分頃、吹田市藤白台の府営吹田藤白台3棟から1棟に抜ける通路で上下黒で黒い帽子をかぶった30~40代くらいの男が歩きタバコをしていた。</p> <p>府営3棟の住人と思われるのでエントランス掲示板や回覧で歩きタバコ禁止の周知、事案の公表をお願いします。</p>	<p>本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.4.21	R5.4.21

市民の声と市の回答(分野別:住宅・まちづくり)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
44	北千里駅周辺での歩きタバコについて	4月16日16時35分頃、吹田市藤白台の府営吹田藤白台住宅1棟と5棟をつなぐ通路の5棟エントランス付近で5棟に住む〇〇号室の住人が歩きタバコをしていた。 この男は歩きタバコをしていた当時は、上はグレーで下は黒の服だったが5棟エントランスの自分の郵便受けを開けたため名前と号室を確認している。 5棟の住人に再度、回覧や張り紙で周知徹底、またこの号室の住人に吹田市の方から指導をお願いします。 また歩きタバコ事案だ。最近、全く減っていない。	本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.4.17	R5.4.17
45	吹田市佐井寺〇〇丁目〇〇番地開発の回答の件	吹田市佐井寺〇〇丁目〇〇番地開発の回答の件の件、擁壁にブロックを積み土砂を盛っており、2段擁壁状態であるとの御連絡を受け、開発審査室にて現地確認を行っています。建築基準法に違反することが確認された場合、業者に対して指導を行います。なお、違反の有無については個人情報保護の観点から回答を差し控えていただきますの件ですが、個人情報は、生存する個人の氏名、生年月日等によって特定の個人を識別できる情報をいいます。今回の工事注文者は、〇〇という法人です。施行者も、〇〇という法人です。建築済交付も〇〇で、吹田市が建築確認をすでに、2月7日に確認したと伺っています。個人情報保護ではありません。法人情報です。逆に、市役所の委託会社から、我が家の個人情報を漏らされた際、道路課職員から個人情報ではないと嘘の返事を今回の件で言われた経緯もあります。行政が、個人情報の範囲を理解してないのはおかしくないですか。結果として、明確に2mを超えてましたので、3月10日に説明義務もなく、是正工事をされていました。本日、3月11日は、東日本大震災の被災日です。報道で、死亡された方の映像が多く流され、気持ちが高ぶっているかもしれませんが、当初の擁壁も、擁壁を直さず家を建築しようとされ、弁護士をいれて、合意書で説明義務も入れたにもかかわらず、無断工事ですし、新設の擁壁も法令違反です。大地震があれば、生き埋めになっていたかもしません。人殺し企業でないですか？開発の際も、建築確認の看板も出さなかった条例違反企業です。行政が、再三、企業をかばっておりおかしくないですか？個人情報との回答自体が、すでに業者と行政が癒着していると感じます。建築確認済交付者が、民間会社になっている現在の仕組み自体、癒着も疑います。きっちり、建築確認をしていない社会的問題です。吹田市のあらゆる場所で、同様なことがおきていると感じます。以前、社会的問題になった姉葉事件の構造計算偽装問題のような、建築会社と指定建築確認検査機関が問題を見抜けなかった偽装事件のような問題に感じます。大問題ではないですか？個人情報ではないことはあきらかですので、違反の有無の公開を求めます。	開発審査室では、建築基準法違反がある場合、所有者・工事施工者等に対して違反指導を行っています。今回の件も同様に、違反がある場合は指導の対象となります。 特定の建築物の違反の有無や、違反指導の内容については、吹田市情報公開条例に基づき公開することによって、市の行政指導の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあることから、情報公開の対象としておりません。 また、同条例において、特定の建築物の違反の有無や、違反指導の内容については、特定の個人に関する情報や法人等に関する情報に該当するため、その事業者が個人か法人かによらず、個人情報保護の観点から、公表を控えていただいております。 一方で、行政が時間をかけて調査等を行い、違反を特定した違反建築物に対して、建築基準法による違反是正命令等を行った場合は、法に基づき公表することとなっております。 なお、前回ご質問の際には、回答理由の説明が不十分であったことをお詫び申し上げます。ご理解いただきますようお願いいたします。	開発審査室	R5.3.13	R5.3.28
46	北千里駅周辺の府営住宅での早朝の歩きタバコについて	3月15日午前5時35分頃、吹田藤白台の府営1棟か3棟に抜ける通路(集会所に向かう道)で上下黒の男が歩きタバコしていた。 この男はいつも歩きタバコをしている。 毎日やっていると思われるので注意、指導をお願いします。 そして府営3棟を中心にエントランス掲示板や回覧で周知をお願いします。 府営3棟には、現在喫煙についての回覧が来ておりません。	本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.3.16	R5.3.16

市民の声と市の回答(分野別:住宅・まちづくり)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
47	市営住宅の件です	市営住宅のことで教えていただきたいのですが、吹田市の市営住宅の募集は定期的にあるのでしょうか？(毎月、または奇数月等、決まっていますでしょうか？)	市営住宅は年2回、6月と12月(各月とも概ね1日～15日)に入居者の募集を行っています。 募集の際は、市報でお知らせしたうえで、市役所、各出張所、各サービスコーナーに募集案内書類を設置いたします。 また、募集期間中は吹田市営住宅管理センターのサイトからの電子申請も可能です。(URL:https://suita-shiei.com) その他不明な点がありましたら、吹田市営住宅管理センター(TEL:06-6170-9926)までお問合せください。	住宅政策室	R5.2.6	R5.2.7
48	府営住宅での深夜2時頃の不審な車について	1月10日午前2時03分頃、藤白台住宅3棟で不審な車がいました。私が郵便受けに行こうと下に降りると不審な白い車が静かにスーッと駐車場を上がっていくのが見えました。 こんな時間にナニをしているのでしょうか？ 自治会や回覧、掲示板で周知をお願いします。	自治会は自治活動を行う任意団体なので、本市が指導・監督することはできません。 議題に挙げ、回覧で周知を行うかどうかについては、自治会で判断していただく内容となります。	市民自治推進室	R5.1.10	R5.1.16
49	吹田藤白台3棟ゴミステーションに不審者がいたことについて	11月11日16時頃、吹田藤白台3棟のゴミステーションに回収時間が終わっているのに鍵が開いており不審者の男が侵入して物色していました。 おそらくゴミの持ち去りだと思います。 警察とも連携して捕まえてください。またゴミステーション内に防犯カメラの設置をお願いします。	本件は、警察及び府営住宅に係る事案ですので、警察及び大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.11.14	R4.11.14
50	北千里駅周辺での歩きタバコについて	10月24日17時50分頃、北千里駅近く府営吹田藤白台住宅4棟から5棟への階段でチェックの服の高齢男が手にタバコを持ったまま歩きタバコしていた。 当該場所には張り紙をお願いします。 また、府営4棟の者と思われるので自治会に周知徹底をお願いします。	御連絡いただいた内容について、自治会に報告させていただきました。 当該場所に貼り紙を行うかについては、自治会で判断していただく内容となります。 また、府営住宅にも係る事案も含まれますので、大阪府へも情報提供させていただきます。	市民自治推進室、市民総務室	R4.10.25	R4.10.31

市民の声と市の回答(分野別:住宅・まちづくり)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
51	岸部中一丁目61番25の建築許可手続きについて	<p>「吹田市駐車場早見表」の通り、1,000㎡以上の場合戸数の40%以上の駐車場が必要です。次に緩和規定として、緑地を増やせば戸数の25%以上で良いとされています。さらに「吹田市開発事業の手続等に関する条例施行基準」では、「イ 駐車施設は、事業区域内に設置すること。ただし、次に掲げる(市長が認める)場合には、それぞれ次に定める台数(2分の1以下の台数)の自動車の駐車施設を事業区域の境界線からの水平距離が原則200メートルの範囲内にある事業区域外の場所に設置することができる。」</p> <p>私はこの内容について、わざわざ総務交通室に仕事を休んで2度も出向き、「建設地より200m以内の外部駐車場の契約書を確認することで許可をだす」ということを確認しています。にもかかわらず、業者に付度した、私への説明と違う内容で許可をだすことは、はなはだ遺憾です。</p> <p>以下について回答をお願いします。</p> <p>①緩和規定を使うことはやむを得ないとしても、駐車場(今回は23台)を「事業区域内に設置すること。」が法律の大原則です。事業者は戸数を減らして、必要台数を確保するように一度でも指導したのでしょうか？</p> <p>②「原則200メートルの範囲内にある事業区域外の場所」に対して、700m離れた〇〇駐車場です。このように非常識な判断は12台分の駐車場は最初から必要ないと言っているのと同じで、敷地面積の40%確保という法律をないがしろにした運用です。法律を守っているという認識があるのか教えてください。</p> <p>③駐車場が700m離れた場所にしかないという現実、当該地区は駐車場が不足しているということです。元々駐車場だった場所にマンションを建てるのだから駐車場不足に拍車をかけています。駐車場が近隣に無いなら、敷地内に駐車場を設けるのは当然です。敷地内に既定台数の駐車場を設けるよう事業者に指示してください。</p> <p>④私に説明した内容を翻した内容で許可するのであれば、市役所の方より、そのことを私のところに説明しに来てください。(私は仕事を2度も休んで伺い確認しています。違うことをされては困ります。ちゃんと説明しに来て下さい)</p> <p>⑤事業区域外の場所に設置することができるのは、「事業区域内に設置することが困難であると市長が認める場合」となっています。戸数を減らせば簡単に解決できます。今回市長がなぜ認めたのか、市長より回答してください。</p>	<p>開発事業に伴う駐車施設に係る協議について、市長より業務権限を委譲されているため、土木部総務交通室が以下のとおり、回答させていただきます。</p> <p>御指摘の通り駐車施設は事業区域内での設置が前提となっておりますが、当市においては、単身者住宅、小世帯住宅の共同住宅におきまして、駐車施設の全てを設置することが困難であると市長が認める場合は、別途定める台数の2分の1以下の台数を事業区域の境界線からの水平距離が原則200mの範囲内にある事業区域外の駐車場に設置することができることとしております。現在、事業区域内に平面的に駐車場を確保するスペースが無い場合も市長が認める場合として運用を行っており、事業区域外の駐車場確保を認めております。本件については、定める台数全てを平面的に設置することが難しいことから、11台の事業区域外駐車を認めております。</p> <p>また、事業区域の境界線から200mを超えて、区域外駐車場を確保することにつきましては、事業者の代理人から200m以内で事業区域外に設置すべき駐車場の全数ではないものの、いくらか確保できると報告を受けておりました。しかし、当該地が駐車場であったことから、周辺の駐車場は、当該地駐車場をご利用いただいていた住民の方々の為に残しておきたいという御意向から、当市としても、約700m離れた〇〇にて区域外駐車場の確保を計画することを認めることとしたものです。</p>	総務交通室	R4.10.17	R4.10.28
52	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>10月6日19時45分頃、藤白台の府営吹田藤白台住宅5棟で上は白、下は紺のズボンの高齢男が郵便受けから1階の自転車置き場にかけて歩きタバコをしていた。</p> <p>自治会との連携の上、議題に上げていただき回覧で周知をお願いします。</p> <p>この棟のエントランス掲示板には禁煙の張り紙が貼られています。</p>	<p>御連絡いただいた内容について、自治会に報告させていただきます。</p> <p>回覧で周知を行うかどうかについては、自治会で判断していただく内容となります。</p>	市民自治推進室	R4.10.7	R4.10.11
53	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>8月29日14時30分頃吹田市藤白台の府営4棟方面の狭い通路から府営住宅3棟駐輪場へ向かう道(通路)で上は白、灰色、青のストライプ、下は黒のズボンで白髪の高齢男が歩きタバコをしていた。</p> <p>当該府営住宅3棟は犬猫飼育禁止等の張り紙もあるが、屋根付きの大きな駐輪場を抜けて屋根ありの小さな駐輪場がいくつかあるところにも(両方に)、近隣から苦情が来ているから歩きタバコしないように看板に張り紙をお願いします。</p>	<p>府営住宅に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R4.8.31	R4.8.31

市民の声と市の回答(分野別:住宅・まちづくり)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
54	ピアノ池の府営5棟付近で若い男が設置されている鉄棒のようなもので懸垂をしていたことについて	<p>7月27日21時30分頃、吹田市藤白台の府営5棟付近のピアノ池と反対側の府営5棟の横に生えている草のあるところの鉄棒のようなもので若い男が懸垂をしていた。</p> <p>私が動画を撮ろうとスマホを構えるとその男は鉄棒から降りて休憩するそぶりをしていた。私はそのまま家に帰ったが、その男はまだ続けていたと思う。</p> <p>3点質問がある。</p> <p>1. この鉄棒は遊具なのか？</p> <p>2. 懸垂などして遊んで構わないのか。</p> <p>3. そして誰が設置したのか。</p>	<p>府営住宅に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R4.7.28	R4.7.28
55	岸部中一丁目61番25の大規模開発事業構想手続きの無効の要請	<p>岸部中一丁目61番25の大規模開発事業構想は、法律で定められた緑地面積を大きく満たしていません。駐車場についても法律で定められた緩和条件である緑地面積を満たしていないことから、法律で定められた駐車場が不足しています。</p> <p>法律を犯していることを事業者指摘しても、修正図面の提示もなく、適法な計画を示すことなく、大規模開発事業構想手続きを完了させることは考えられません。</p> <p>緑地・駐車場の不足を満足させるには、建物形状を変更するしかなく、構想は大きく変わります。</p> <p>不法な不適切な構想での大規模開発事業構想の手続きは、構想が変わることを前提とした住民説明であり、住民説明の意味がありません。</p> <p>違法な開発事業と判っていて、市役所は構想手続きを認めるのでしょうか？</p> <p>よって、大規模開発事業構想の手続きの無効を要請します。</p>	<p>「吹田市開発事業の手続等に関する条例」における大規模開発事業の構想段階の手続きは、開発事業に係る具体的な設計に着手する前に事業者から関係住民に対して早期の情報提供を行い、その後の意見書、見解書等の手続きを進めることにより、関係住民の意見が事業計画に反映されるなど、より周辺環境に調和した事業計画(設計)になることを期待し、手続きを定めたものです。</p> <p>構想段階の事業計画は、設計に着手する前のものであることから、構想で示された内容が設計段階において、変更されることは、より周辺環境に調和した事業計画になるものと考えており、今回の構想手続きについて問題はないと考えています。</p> <p>今後、関係する法令や条例適合について協議・審査してまいります。</p>	開発審査室	R4.7.8	R4.7.22

市民の声と市の回答(分野別:住宅・まちづくり)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
56	府営住宅のゴミステーションのカギの扱いについて	<p>吹田市藤白台の府営住宅3棟では以前、自治会に意見があり回覧板を回すときにインターホンを押して家人に渡すようになってたのが、ドアノブにかけて回してもいいことになりました。</p> <p>ですがゴミステーションのカギについては以前のようにそのまま直接渡すようになっています。</p> <p>でもゴミ庫のカギなんて盗む馬鹿がいるわけないし、ドアノブにかけておけば紛失することもないはずです。</p> <p>以前、回覧板が紛失したことがあったようですが、それはドアノブにかけておいたこととは関係ないでしょう。</p> <p>おそらく誰かが家の中で紛失したものと思われる。</p> <p>現在の日本は物騒になってきており安倍元総理も暗殺されました。このような状況下から昨今ではインターホンを鳴らしても出ない者やそもそもインターホンを切っている者(宅配は居留守を使い、時間指定してその後その時間帯だけインターホンが鳴るようにするみたいでず)までいます。</p> <p>私も常時居留守を使っており、配達とかで不在票が入っている時間に荷物でも持ってなければ応答すらしません。</p> <p>鍵当番のときはみんなで順に前の人からカギをもらってからゴミステーションを開けて終わったら次の人に回しますし、昨今の治安などの情勢や夜勤の人などもいるので、カギはドアノブにかけるように自治会で変更をお願いします。</p>	<p>自治会は自治活動を行う任意の組織なので、自治会内の取扱いについて本市が指導・監督する立場ではありません。</p> <p>鍵の受け渡しの件につきましても、自治会内で御協議いただくものと考えます。</p>	市民自治推進室	R4.7.12	R4.7.14
57	岸部中一丁目61番25の構想について、説明会を受けての市役所への要望	<p>事業者代理と住民との説明会の議事録に示す通り、行政も交えた事業者と住民との協議の実施を要望します。この地域は定住する魅力ある街を進めることを、行政とともに地域住民が半世紀以上取り組みを進めてきました。これまでも行政が立ち会った中で街づくりを進めてきており、そういう地域でありそういう場所であると認識しています。行政が景観を良くしようとしてようやく良くなったとこで、中高層単身用住宅の計画によりそれが崩されようとしています。行政(市)、事業者及び市民は、協働して吹田市民の良好な都市景観を将来に渡り保全することに取り組むことが条例にも記載されており、行政も交えた事業者と住民との協議の実施をお願いします。</p>	<p>「吹田市開発事業の手続等に関する条例」における構想段階での早期の情報提供につきましては、関係住民の意見が事業計画に反映されるなど、周辺環境に調和した事業計画となることを期待しています。また、構想段階の時点では事業者の説明が不十分な場合があると考えられますが、今後、事業者が検討した結果を説明することで双方が良好な関係を築くことができると考えています。</p> <p>地域でまちづくりについて独自の決まりがある場合は、その決まりごとについて直接事業者と話し合ってもらうしかないことから、その場に開発審査室が参加することはありません。</p>	開発審査室	R4.6.27	R4.7.7

市民の声と市の回答(分野別:住宅・まちづくり)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
58	北千里の府営吹田藤白台住宅に深夜、不審者女がエレベーターに乗って5階に上がって行った(最近、不審者が多すぎる)	<p>最近深夜に不審者が多すぎる。</p> <p>7月1日0時50分頃、北千里の府営吹田藤白台住宅3棟のエレベーター前に不審者女(上は青、下は白いズボン、サーモン色のバッグ所有の40代くらいでスタバか何かの飲み物を手にしていた)が立っていた、その女はエレベーターに乗り5階で降りた。</p> <p>電車も終わっているし、スタバも営業は終わっている。</p> <p>私のように郵便物を取りに行くのならわかるが、電車も終わっている時間に出歩いている時点でおかしい。</p> <p>車だとしても時間的にどこのお店もやっていないはずだから、駐車する場所もない。</p> <p>この不審者案件の自治会での回覧や掲示での共有、警察への情報提供をお願いします。それに一体吹田警察は何をやっているのか。</p> <p>私の親が植木の枝を折られたときも(それも何回も)証拠を持って行っても話を聞くだけで何もしない。</p> <p>話を聞いただけなら自分でもできる、そんな警察はいらない。</p> <p>ちゃんと給料分仕事をしろ、できないならやめてまえ。</p>	<p>府営住宅に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。</p> <p>なお、大阪府警察へも情報提供をいたしております。</p>	市民総務室	R4.7.1	R4.7.1
59	北千里の府営住宅3棟のゴミステーション前で深夜に不審な車が止まっていたことについて	<p>6月30日0時35分頃、北千里の府営吹田藤白台住宅3棟のゴミステーション前で不審な車が止まっていた。乗員は車外に出ており不在。</p> <p>ナンバーは、〇〇か〇〇。ナンバーから住人でない者が深夜に来ている。</p> <p>この時間だとほとんどが寝ている時間帯なのでなおさら怪しい。</p> <p>警察への情報提供をお願いします。</p>	<p>府営住宅に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。</p> <p>なお、大阪府警察へも情報提供をいたしております。</p>	市民総務室	R4.6.30	R4.6.30

市民の声と市の回答(分野別:住宅・まちづくり)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
60	府営吹田藤白台3棟で深夜0時半に若い不審者が歩いてきたことについて	<p>6月28日0時半頃、府営吹田藤白台3棟で若い不審者が歩いていました。</p> <p>その不審者は上は青と白の縞模様でリュックを担いでいたと思います。年齢は20代くらい。</p> <p>郵便受けの方から来ましたが、バスはとっくに終わってるし、電車だとしたら住んでる人ならわざわざ遠回りせず、駐輪場の方から歩いてくるはずですよ。</p> <p>私が郵便ポストの郵便物を取ってエレベーターに向かうとその男がエレベーターに乗った形跡がありません。</p> <p>あるのは1階に止まったままの2台のエレベーターで、うち左側は私が降りるときに乗ったものでした。</p> <p>確かにエレベーター方面に歩いていくのを確認したのですが階段で行ったのかその男は消えていました。</p> <p>この府営住宅では以前4月24日にもゴミステーション前で車を止めて中で喫煙していた不審者がいましたし、また不審者案件が発生しました。</p> <p>私は人に会いたくないので深夜0時~2時くらいに郵便物を取りに行きますが、こんな時間ですから不審者でもない限り、誰かに会うことはほとんどありません。</p> <p>この2件の不審者案件に関しては、回覧などで周知くださいますようお願いいたします。</p> <p>またこの件に関して警察への情報提供をお願いします。</p> <p>この前は子供が遊んでいて事故になりそうになった件を回覧くださりありがとうございました。</p> <p>吹田市は対応が早いので感謝しております。</p>	<p>警察署及び府営住宅に係る事案ですので、警察署及び大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R4.6.28	R4.6.28

市民の声と市の回答(分野別:住宅・まちづくり)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
61	藤白台3丁目の府営住宅跡地のマンション建設反対	<p>府営住宅3棟に住んでいる者が、最近近くの府営住宅(B18～20棟あたり)を取り壊してマンションにするという説明会資料が来ました。何か便利な施設でも作ればいいのにマンションなんて作って何がしたいのか。これ以上人口を増やして頭のおかしな人を入れないでほしい。不審者も増えてきてる私が学生の頃は不審者と言えれば露出狂くらいだった。今では公園でも物騒なので親が同伴して遊んでいる。私が子供の頃は親同伴なんてありえなかった。(そんなことすれば馬鹿にされ笑われたもので誰もしてなかった)</p> <p>提言であるが、マンション建設は中止し複合公共施設(朝活のために早朝6時が7時から勉強できる学習センター、カフェ、レストランを併設。まず、市内の図書館ではなぜか勉強禁止なので大人も無料で勉強できるスペースを作るのがいいと思う。一部は会話しながら勉強できるスペースとか、営利目的で授業やセミナーができる無料会議室(時間貸し)とか休憩にカフェやレストランもあったほうがいい。また、最近世界では国際化が進んでいるので施設を2棟建てて1棟は学習センターやカフェ、もう1棟は巨大ショッピングセンター、ただし日本語禁止にするのも面白いかもしれない。こうすることで気軽に海外感を味わえる。スタッフは外国人(白人7割、黒人1割、アジア系移民2割)を雇えばいいと思う。外国人の雇用にもなる。)隣の学習センターで英会話の勉強してショッピングセンター行って英語通じるか試すのも面白いと思う。できれば日本に来て間がない人がいい。日本人の英語に慣れた英語講師でなく(英語講師なら日本人の発音の癖を知ってて簡単に通じてしまうのでダメ。ニューヨークくらい通じにくいのが理想。そうすれば海外行って通じなかったって落胆する必要はない)コンビニとかで普通に働いている外国人を高い時給(1500円とか)で雇えば動きに来ると思う。おそらくこれが実現すれば全国ニュースになって吹田市がすごく活性化化すると思う。マンション作りましたじゃ話題性もないし最悪だ。建物は欧米風にしてほしい。商品も輸入品などを中心に入れば海外に買い物に来た感じが良く出ると思う。日本語禁止のショッピングセンターにはレストランも何か所か併設してももちろんメニューも全部英語に。3年前にニューヨークに行ってきたが現地の人との交流は本当に楽しかった。日本には英語を勉強しても使う場が少なすぎる。英語を公用語にしまえばいいが、そんなことはどこかの国と戦争でもして敗戦国植民地にでもならないと実現しないから現実的ではない。そこでこのような施設を作ったらどうかという発想に至った。こんな広い敷地(6000平米)をマンションにしてしまうのはあまりにもったいない。まだ説明会の段階だ、中止してもっと市民のためになる施設を作ってほしい。マンションなんて一番いらぬ。吹田は魅力的な街なので勝手に人口は増える。今はむやみに人口を増やすのではなく既存の住民が住みよい吹田を作るべきだと思う。</p>	<p>①マンション建設の許可等について 当マンション計画は、同じ用途の建築物への建替えであり、事業者が用途地域等や周辺環境と調和した計画をされていると考えています。吹田市の権限でマンション計画を中止させることはできません。 また、計画にあたっては、現在「吹田市開発事業の手続等に関する条例」に基づき、構想段階の手続きが行われています。この手続きでは、事業者から関係住民に対して早期の情報提供を行い、その後の意見書、見解書等の手続きによって、関係住民の意見が事業計画に反映されるなど、より周辺環境に調和した事業計画となることを期待しています。 (担当:開発審査室)</p> <p>②大人も無料で勉強等ができるスペースの確保について 個人が勉強できるスペースではありませんが、地域住民の生涯学習の場として公民館が市内に29館あり、地域住民の学習ニーズに対応した様々な講座を行っております。お住まいの地域では、北千里地区公民館がございますので御活用ください。 (担当:まなびの支援課)</p> <p>③図書館での勉強について 図書館の閲覧室につきましては、席数に限りがあるため、図書館資料を利用しての読書や調べ物に限らせていただいております。中央図書館には自習室がございますので、御活用ください。 (担当:中央図書館)</p> <p>④府営住宅跡地に巨大ショッピングセンターを建設することについて 大規模ショッピングモールなどの大型商業施設につきましては、大規模小売店立地法や用途地域における建築物の用途制限など、設置にあたって調整が必要となりますので、今後そのような調整が必要となりましたら、商業活性化の観点から対応してまいります。 (担当:地域経済振興室)</p>	地域経済振興室、開発審査室、まなびの支援課、中央図書館	R4.6.10	R4.6.24
62	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>6月23日20時頃、北千里駅から徒歩5、6分の所にある藤白台の府営吹田藤白台住宅5棟から府営吹田藤白台住宅3棟集会所に至る道(通路)で上は白、下は黒のグレーの髪で薄毛で高齢の男が歩きタバコをしていた。 今月は既に8件目だ。こんなに多かったことは今までになかった。いったい吹田市のモラルはどうなっているのか。 特に最近は、有志の通報をあざ笑うかのように頻繁に喫煙案件に遭遇する。通報してもたちごっここの状態である。 私たちは不当にタバコの煙を吸わされない権利がある。 この前の要望では市側で新たな張り紙を検討いただくこととなり感謝している。 当該場所には近隣から苦情が出ている旨の張り紙と巡回の強化、また市側でも新たな対策をお願いします。</p>	<p>府営住宅に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R4.6.24	R4.6.24

市民の声と市の回答(分野別:住宅・まちづくり)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
63	吹田市から業務委託を受ける間は利害関係者から仕事を受けないことを要望します。	<p>今回、道路を寄付する際に吹田市が委託業務を発注している〇〇の〇〇さんより、〇〇の〇〇から吹田市の寄付行為がなくなった。</p> <p>吹田市の道路室の〇〇さんからも同様の説明行為を受けていたにもかかわらず、結果的には吹田市に道路寄付が行われて、我が家の庭に雨水が流れる仕事を吹田市さんの委託会社が行った。</p> <p>今後は、吹田市が委託業務を行って測量業務を行う間、相手依頼者からお金をもらって測量業務を行わない仕組みづくりを要望します。</p> <p>吹田市から、法務局からの要請で境界確定を行うといわれると、一般市民はわかりません。</p> <p>今回、分筆作業を行うにあたり、不当に戸籍を不動産会社が手にいれて、それを道路寄付に導いたことは問題すべき重要な事案と思います。</p> <p>個人情報を目的外利用を行った行為であり犯罪行為です。</p> <p>正しい業務委託の制度づくりをお願いします。よろしくお願いします。</p>	<p>本市の職員は、本市が発注した業務が終わった旨を申し上げたものであることを再度お伝えいたします。ご要望の業務委託の制度づくりに関しまして、本市が民間企業の事業に関する私的な契約を制限する仕組みをつくることは、非常に難しいと考えております。引き続き、本市が発注する委託業務の受注者には、関係法規の遵守に努めるよう、指導徹底してまいります。</p>	道路室	R4.6.2	R4.6.16
64	府営住宅居住者と思われる人が犬を飼っていることについて	<p>6月12日18時10分頃、藤白台の府営住宅1棟2階の通路から写真の中年女性が犬を連れて出てきました。(写真は後日添付)</p> <p>その人は左折して府営5棟方面へ。おそらくこの辺の府営の住人でしょう。</p> <p>府営住宅では犬、猫を連れて歩くことは禁止されています。</p> <p>飼うならインコとか金魚にすれば堂々と飼えるのに(鳥などについては飼育可であることを管理センターに確認済です)。</p> <p>私の住んでいる棟でも猫を連れて中年男性や犬を連れて若い女性を見ます。犬、猫の飼育をしないよう徹底をお願いします。</p> <p>※写真については公表しておりません。</p>	<p>府営住宅に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R4.6.13	R4.6.13

市民の声と市の回答(分野別:住宅・まちづくり)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
65	岸部中一丁目61番25の説明会未実施について	<p>岸部中一丁目61番25の大規模開発事業構想における説明会が未実施であるにも関わらず、市役所(開発審査室)は説明会等の説明報告書を受理しているのは、業者側に加担した不当な手続きだと思えます。</p> <p>吹田市では大規模開発事業構想手続きの手引きP2で「関係住民の思いや意見を真摯に受け止め」と記載されています。住民の思いを真摯に受け止めて、以下について回答をお願いします。</p> <p>①P7において、「関係住民への説明については説明会により行ってください。」としています。業者側の回答では、「昨今の状況を踏まえ」としていますが、その理由で市役所が説明会未実施を認めた合理的な理由を説明してください。</p> <p>②コロナを理由にするなら、蔓延防止状況下でもなく、自粛制限もなく、マスク着用等通常の対応の説明会は可能な状況下で、コロナで説明会開催を制限する法的根拠を具体的に示してください。</p> <p>③P8では、個別に説明を行うのは、関係住民が極めて少ない場合としています。「昨今の状況を踏まえ」は個別に説明を行う場合の理由に該当しません。個別に説明を行う場合、「関係住民から説明会の開催の要望があったときには、説明会を開催するようにしてください。」としており、説明会を実施するよう業者に指導してください。この条例の趣旨は業者と住民の対話です。説明会の実施を市役所が指導できないのなら、この条例の存在意義がありません。</p> <p>④手続きは、「説明会等の開催」まで差し戻してください。説明会があったから意見書を提出させて貰わないと、住民側の意見提出機会が減り住民側が不利益となります。見解書に対する再意見書提出の締切日を保留するとともに、くれぐれも説明会のないまま、構想手続きの完了をしないようお願いいたします。</p> <p>⑤説明会等の説明報告書を受理したことについて、個別に説明を行ったという認識は業者側の一方的な判断であり、住民側は個別に説明を受けたと認識していません。虚偽の記載があったとして市役所側は何をもって住民側が説</p>	<p>①事業者向けに作成しています「大規模開発事業構想手続きの手引き」は、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」を施行してから行われました様々な開発事業の経験を踏まえ作成したものです。しかし、条例では説明会その他適切な方法でも行えることとしており、構想手続きに不備は、認められないと判断しています。</p> <p>②「大規模開発事業構想の手続きの手引き」では、説明方法について相談するようにしており、事業者より個別説明で行う旨の相談を受けています。手引きの内容は、経験から関係住民に対して説明を行う場合、説明会による方が適切と考え記載しているものです。</p> <p>③これまでの経験から「大規模開発事業構想の手続きの手引き」で説明会の開催の要望があった場合、説明会の開催を求めています。また、事業者の説明会の開催の要請は行いましたが、事業者からは構想段階で説明できる内容が無く、建物詳細や工事方法など説明できる内容が決まってから説明会を開催すると聞いています。</p> <p>④「大規模開発事業構想手続きの手引き」に記載されたとおり行われていないことで条例の手続きが無効とは、判断していません。手引きでは、個別に説明を行った後、関係住民から要請があった場合の説明会の開催を求めています。内容としてはお願いであり、事業者に対して強制力はありません。</p> <p>⑤説明報告書は、事前に仮提出してもらい、関係住民への周知が行われていることを確認して受付をしています。説明を受けていないと申出があった場合は、事業者から聞き取り、報告書のとおりかの確認をしています。また、報告書の備考欄で議事録とは別に状況について記載するようにして確認を行っていますが、記載方法で対応できるのか、今後検討してまいります。</p>	開発審査室	R4.6.1	R4.6.8
66	千里山駅前の葬儀場建設計画に関する陳情	<p>多様な考えを表現できる今の世にあって千里山あげて多数の署名による今回の葬儀場反対運動に釈然としないものを感じ賛成しかねます。</p> <p>例えば路地裏で下駄ばきで通えるような下町情緒豊かな千里山に相応しい葬儀場というのはいかがでしょう。</p> <p>生前を共にした家族、友人、知人そして町の人々が見送り集うことの出来る小さな葬儀場であってもよいのではないのでしょうか。</p> <p>住民、業者、行政が互いに将来を考え安心安全な街にある葬儀場にするように指導協力願えんのでしょうか。</p> <p>この陳情は〇〇のご理解を得て提案するものであり、今まさに千里山は吹田市の学校規模適正化に向けた方策を検討されている真っ只中にあり吹田行政の正念場かと思えます。</p> <p>このような機会を与えて頂いた多くの関係者に感謝します。よろしくお願いたします。</p>	<p>葬儀場の計画があると言われている場所につきましては、擁壁設置について「吹田市開発事業の手続等に関する条例」に基づく申請がされています。現時点では、葬儀場建築の申請はありません。今後、もし、葬祭場建築が申請される場合には「吹田市葬祭場等の建築に関する要領」に基づき、条例手続き前に周辺の方々への葬祭場等の説明をするよう指導して参ります。</p>	開発審査室	R4.5.24	R4.6.2

市民の声と市の回答(分野別:住宅・まちづくり)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
67	強引な土木工事の着工の許可と近接地の市民の安全安心について	<p>私の住宅から数メートルしか離れていない〇〇の土地の傾斜地を掘りこんで、高さ10メートルもある擁壁を建設する工事が始まりました。施主は〇〇、工事は〇〇。</p> <p>そもそもこの擁壁はその下側に葬儀会館を建設するためのものです。</p> <p>葬儀会館の建設について、千里山地区を含む吹田市民の反対署名が3000ほど集まっており、千里山では歓迎されていない建設工事です。</p> <p>今回着工の擁壁は説明会の必要もなく着工ができると工事が言っております。</p> <p>本来工事の施主に直接話すことも含まれているかもしれませんが、日程が取れないことを理由に話し合いに応じてくれません。</p> <p>そこで質問及びお願いです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事が吹田市の許可を得ているという許可証の内容を公開してください。 2. 擁壁の工事は近隣の同意や説明会も不要とのことですが、その通りですか？ 3. 工事によって地盤の移動や振動で住宅に起こる影響を工事前の状態を確認していませんが、これは吹田市のルールに反しませんか？ <p>着工前の住宅調査をしていない工事の差し止めはできますか？</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開発審査室で許可をしているものではありません。今回の擁壁築造工事は、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」において、擁壁を築造するに当たり、関係各課での必要な手続を求める事前協議承認通知書を交付しているのみであり、工事施工の可否について判断しているものではありません。 2. その通りです。「吹田市開発事業の手続等に関する条例」では、土地所有者の同意のみ求めています。また、開発事業の説明についても大規模開発事業に該当しないことから義務付けていません。しかし、工事着手前に周辺住民等に対して工事概要を周知するように注意喚起しています。 3. 「吹田市開発事業の手続等に関する条例」では、工事の進め方等の基準はありません。住宅調査をしないことを理由とした工事の差し止めはできません。 	開発審査室	R4.5.24	R4.6.2
68	藤白台3丁目周辺での歩きタバコについて	<p>5月25日22時5分頃、府営吹田藤白台住宅3棟の集会所から府営藤白台住宅1棟に向かう道(ベンチが置いてある場所付近で上は青、下は黒っぽいズボンの薄毛の男が歩きタバコをしていた。マスクをしていなかったので注視していたところ歩きタバコを始めた。</p> <p>最近また、違法迷惑喫煙を通報することが増えて嘆かわしい限りだ。</p> <p>これでも大阪市よりは相当マシな部類だが条例で禁止になっているにもかかわらず吸っている人が後を絶たないのは住民のモラルの問題であり早急な対策が必要である。</p> <p>時間帯から考えると近隣住民が吸っていることは明らかなので、吹田市としても看板、エントランスへの禁煙の張り紙の設置以外にも、各周辺自治会での議題にあげていただき、特に府営藤白台3棟、1棟、5棟の住人に回覧で周知いただきますようお願いいたします。</p>	<p>府営住宅に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R4.5.26	R4.5.26
69	吹田藤白台住宅3棟集会所付近での危険な遊びについて	<p>5月7日13時半頃、吹田藤白台住宅3棟集会所付近の電柱に縄跳びをくりつけて遊んでいる子供らがあり自転車で走っていたのでびっくりそうになり危険だった。</p> <p>通過しようとする縄跳びが出てきて左に避けた。</p> <p>その後子供がその縄跳びを跳んでいた。</p> <p>自治会にも連絡し張り紙をお願いします。できれば議題にあげていただき回覧などで周知ください。</p>	<p>自治会は自治活動を行う任意団体なので、本市が指導・監督することはできませんが、匿名の方からそのような意見があったことをお伝えさせていただきます。</p>	市民自治推進室	R4.5.9	R4.5.20

市民の声と市の回答(分野別:住宅・まちづくり)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
70	空き土地について	吹田に住んで10年以上なりますがどんどん車屋ばかり増えて自分が将来住みたくないと思っていた街並みになりました。JRに比べて阪急吹田は廃れている。福祉がいいと聞いていたけど悪くなったと思う。少しは子供の為になるような物でも建ててみたらどうですか。うちの前駐車場で空いてます。アホみたいに土地が空いたら南小も子供多すぎてパンパンなのにマンション建てて…吹田が土地買って子供のためになる物つくったらいいのに。児童館みたいなもの。穂波町は色々遠いから。 または保育施設か。こぼと会の南保育園小さいですよね…。なーんもせんなって思ってマンションばっか建つのをしています。吹田はもうダメなんじゃないかな…。	1)児童館等の建設予定についてですが、現在、吹田市内には児童会館・児童センターが11館ございます。また、今年の11月にはニュータウン地域におきまして新たに北千里児童センターの開館を予定しているところでございます。吹田市内6区域内に2館ずつ児童会館・児童センターが整備されることから、現状で新たに整備を行う予定はございません。 (担当:子育て政策室) 2)教育・保育施設の設置については、保育需要に合わせた事業計画に基づいて実施しております。引き続き、地域ごとの保育需要を見極め、必要に応じ、整備を進めてまいります。 (担当:保育幼稚園室)	子育て政策室、保育幼稚園室	R4.5.9	R4.5.18
71	吹田から岸辺の緑の遊歩道について	毎晩、高齢の父と母と一緒に、緑の遊歩道をウォーキングしています。緑の遊歩道は自転車に乗っての通行は禁止されているはずですが、何人も自転車に乗って通行しているのを見かけます。高齢者と一緒に夜道を歩いているので、とても危険に思います。もう少し、自転車に乗っての通行禁止という看板や目印などを置いていただけませんか。父と母との散歩を安全にしていただけませんか。どうかよろしくお願いします。	以前に同様の要望を受付しており、緑の遊歩道の入り口付近に自転車走行禁止看板を新たに設置し、対応を行っています。新たな看板設置については、今後の状況により検討いたします。ご理解いただきますようお願い申し上げます。	道路室	R4.5.6	R4.5.11
72	不審者が深夜に府営藤白台住宅3棟のゴミステーション前で喫煙していたことについて	4月24日23時40分頃、府営藤白台3棟のゴミステーション前で駐車中の〇〇の〇〇-〇〇の赤色の車から不審者男1人が降りてタバコを吸っていた。 暗かったのでよく見えないが黒っぽい服を着用。 ナンバーの情報から深夜に住人ではない者が徘徊しており、時間帯を考えると不審者であることは明白なので警察への情報提供をお願いします。 また喫煙案件でもあるのでゴミステーションに禁煙である旨の張り紙(住人から苦情が出ている旨を添えて)をお願いします。	府営住宅に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。 なお、大阪府警察へも情報提供をいたしております。	市民総務室	R4.4.25	R4.4.25